経営体育成支援事業実施要綱

制定　平成23年４月１日付け22経営第7296号
最終改正　平成30年３月30日付け29経営第3531号

第１　趣旨

農業従事者の減少と高齢化が進む中にあって、農業の持続的発展を図りつつ、国民への食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、適切な人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第２の１に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記１の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記１に準じて作成したものを含む。）をいい、別記１の第１の３の（１）のアにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。）に基づき、地域の将来を担う中心経営体（人・農地要綱第２の１の地域の中心となる経営体をいう。）を明確化するなど地域農業の担い手（以下「中心経営体等」という。）の育成・確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このような課題を踏まえ、中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の複合化等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援することとする。

第２　目標

本事業は、第１の趣旨を踏まえ、適切な人・農地プランに基づき、中心経営体等の育成・確保に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む地域等を支援することにより、中心経営体等の育成･確保を図るものとする。

第３　事業内容

本事業は、中心経営体等の育成・確保を図るものとして、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表１に掲げる内容とし、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記１から別記３までに定めるものとする。

ただし、２に掲げる事業は、過去に例のないような甚大な気象災害等が生じ、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が特に緊急に対応する必要があると認める場合に緊急に実施することができるものとし、事業の要件その他事業内容は、別記２に定めるほか、経営局長が別に定めるところによるものとする。

１　融資主体補助型経営体育成支援事業
（１）融資主体型補助事業
（２）追加的信用供与補助事業
２　被災農業者向け経営体育成支援事業
（１）融資等活用型補助事業

（２）追加的信用供与補助事業

３　条件不利地域補助型経営体育成支援事業

第４　事業の推進体制等

１　都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

　また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が、都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

２　事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

　また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

３　農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第５　関連施策との連携

　事業実施主体は、本事業以外の中心経営体等の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

第６　効率的かつ適正な執行の確保

１　都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。

２　地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

３　地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。

４　地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

　また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

５　事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

第７　国の助成措置

１　国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の２分の１以内を附帯事務費として補助するものとする。

なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の事業費に別表２に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表３に定めるとおりとする。

第８　委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、経営局長が別に定めるところによるものとする。

附則

１　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

２　地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（２）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年１月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（１）のウ及び（２）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第３の１の（２）及び２の（２）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則　この要綱は、平成23年９月１日から施行する。

附則　この要綱は、平成24年４月６日から施行する。

附則　この要綱は、平成24年５月14日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成25年２月26日から施行する。

２　この通知による改正前のこの要綱により支援計画の承認を受けている事業へのこの要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

１　平成24年度補正予算において事業を実施し完了していない取組については、本要綱の施行後は、本要綱の規定に基づくものとする。

２　平成24年度補正予算までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

３　本要綱は、平成25年５月16日から施行するものとする。

附則　この要領は、平成26年４月１日から施行するものとする。

平成25年度までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附則

1　この要綱は、平成27年２月３日から施行する。

2　平成26年度当初予算において実施するものについては、なお従前の例によるものとする。

附則

1　この要綱は、平成27年４月９日から施行するものとする。

2　この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記１の第３の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過している事業については、平成27年度中に同第３の２の報告を行うものとする。

なお、都道府県知事を経由しない事業の場合は、都道府県知事の規定を地方農政局長に読み替えるものとする（３において同じ。）。

3　地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における事業評価（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱第４に掲げる事業の評価をいう。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における事業評価（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱第４に掲げる事業の評価をいう。）及び経営体育成交付金における事業評価（経営体育成交付金実施要綱第５に掲げる事業の評価をいう。）に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記１の第３の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過しているため、平成27年度中に同第３の２の報告を行うものとする。また、当該事業の目標年度の翌々年度が平成26年度以前に経過している場合には、平成27年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

4　地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（２）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（１）のウ及び（２）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第３の１の（２）及び２の（２）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則　この要綱は、平成27年10月１日から施行する。

附則

1　この要綱は、平成28年４月１日から施行するものとする。

2　この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

3　この通知の施行の日前に、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）附則（平

成28年４月１日付け27経営第3313号）第３項による廃止前の地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第２の１に基づき作成された経営再開マスタープランについては、人・農地要綱第２の１に定める人・農地プランとみなす。

４　地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（２）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第３の２の（１）のウ及び（２）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業（担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）第３の２に掲げる事業をいう。以下同じ。）により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第３の１の（２）及び２の（２）の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則

１　この要綱は、平成28年６月10日から施行する。

２　この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例によるものとする。

附則

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

２　平成28年度までの予算により実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、別記１の融資主体補助型経営体育成支援事業及び別記３の条件不利地域補助型経営体育成支援事業における成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から都道府県知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第１－10号、別紙様式第３－10号）により行うものとする。

附則

１　この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

２　この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業及び条件不利地域補助型経営体育成支援事業において、目標年度における成果目標等が達成された年度（目標年度前に限る。）の翌年度以降の事業実施主体から都道府県知事への成果目標等の達成状況の報告については、別記１の第２の１のただし書及び第３の１のただし書又は別記３の第２の１のただし書及び第３の１のただし書の規定を準用することができるものとする。

融資主体補助型経営体育成支援事業における成果目標等の達成状況に係る事業実施主体から都道府県知事への報告について、当該成果目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変

動したと認められる場合は、当該実績を補正した上で報告することができるものとする。この場合、改正後の経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第１－４号）に準じて、実績を補正したものは、実績値を太字・斜体で記載の上、補正の要因及び補正の内容（実績値の補正過程）を報告するものとする。

平成 28 年度以前に目標年度を経過している融資主体補助型経営体育成支援事業及び条件不利地域補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記１の第３又は別記３の第３の規定を準用することができるものとする。

この場合、当該規定を準用する年度に別記１の第３の２又は別記３の第３の２の報告を行うものとする。また、当該規定を準用する年度に当該事業の目標年度の翌々年度を経過していない場合には、当該規定を準用する年度の翌年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。さらに、当該規定を準用する年度に当該事業の目標年度の翌々年度を経過している場合には、当該規定を準用する年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

なお、都道府県知事を経由しない事業の場合は、都道府県知事の規定を地方農政局長に読み替えるものとする（３において同じ。）。

平成 28 年度以前に実施している被災農業者向け経営体育成支援事業における成果目標等の達成状況に係る報告については、別記２の第２の規定を準用するものとする。

３　地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における事業評価（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱第４に掲げる事業の評価をいう。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における事業評価（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱第４に掲げる事業の評価をいう。）及び経営体育成交付金における事業評価（経営体育成交付金実施要綱第５に掲げる事業の評価をいう。）に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記１の第３の規定を準用することができるものとする。

この場合、当該規定を準用する年度に別記１の第３の２の報告を行うものとする。また、当該規定を準用する年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

別表１

事　業　内　容	事業実施主体	承認基準	補助率
１　融資主体補助型経営体育成支援事業 （１）融資主体型補助事業 この事業は、経営体育成支援計画（今後の地域農業を担う中心経営体等の育成･確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）に基づき、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用して農産物の生産等に必要な機械等を取得等する際の当該取得等に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。 なお、この事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。	市町村	別記１に定める要件を満たしていること。	３/10以内
（２）追加的信用供与補助事業 この事業は、支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（１）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。	市町村	－	定額
２　被災農業者向け経営体育成支援事業 （１）融資等活用型補助事業 この事業は、過去に例のないような甚大な気象災害等により、担い手の農業経営の安定化に支障をきたす事態が発生しており、	市町村	別記２に定める要件を満た	３/10以内

特に緊急に対応する必要があると経営局長が認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、被災農業者経営支援計画（気象災害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な機械等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資等を活用して修繕等する際の当該修繕等に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。 （２）追加的信用供与補助事業 この事業は、被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（１）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。	市町村	している こと。 －	定額
３　条件不利地域補助型経営体育成支援事業 この事業は、経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の規模拡大、複合化等を図るために必要となる共同利用機械等の導入について助成を行う事業とする。 なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。	市町村	別記３に定める要件を満たしていること。	１/２以内 ただし、農業用機械にあっては１/３以内（沖縄県で実施する場合及び水稲直播機、細断型ロールベーラー、稲発酵粗飼料用ロールベーラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）

別表２

附帯事務費の率

	都道府県 附帯事務費	市　町　村 附帯事務費	充当率	備考
附帯事務費の率	１．７％以内	０．４％以内	１/２以内	

注：都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の２割以内とする。

別表３

附帯事務費の使途基準

（１）都道府県附帯事務費

区　　分	内　　容
給　　料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第１項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）
職員手当等	上記の給料が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
報　　酬	委員手当
旅　　費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃　　金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共　済　費	上記の給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が支弁される者に対する社会保険料
報　償　費	謝金
需　用　費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役　務　費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委　託　料	
公　課　費	自動車重量税（補助事業で取得したものに限る。）

（２）市町村附帯事務費

区　　分	内　　容
旅　　費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃　　金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共　済　費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報　償　費	謝金
需　用　費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役　務　費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委　託　料	

注：　（１）及び（２）の人件費（給料及び賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別記１　融資主体補助型経営体育成支援事業

第１　事業の実施

１　事業の実施方針

本事業は、適切な人・農地プランの作成等（３の（１）のアに基づき人・農地プランの作成・見直し及び話合い等の活動結果の公表等が行われていることをいう。以下同じ。）がされている地域等が抱える担い手の育成・確保に関する課題を明確にするため、事業実施主体が支援計画を作成し、４に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

２　事業実施地区

（１）支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プランの作成等がされている地域内で行われるものとする。また、支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが中心経営体等の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

なお、支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として適切な人・農地プランの作成等がされている地域と一致させるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合には、当該地域と隣接する他の適切な人・農地プランの作成等がされている地域を事業実施地区とすることができる。

（２）人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第４条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（中間管理事業法第18条第１項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第７条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。）が営農する範囲を本事業における事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成見通しなどを支援計画で明らかにするものとし、遅くとも４の（２）の目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。

３　事業内容

（１）融資主体型補助事業

ア　適切な人・農地プラン

事業実施主体は、５の（２）に規定する支援計画の承認を受けるまでに、以下について都道府県知事の確認を受けるものとする。

（ア）人・農地プランの作成に当たっては、地域農業を担う主要な農業者（入り作者等を含む。）の意向を踏まえて人・農地プランの作成・見直しが定期的に行われるとともに、話合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも人・農地プランの

内容が共有され、かつ、話合い等の活動結果が中間管理事業法第26条第１項に基づき公表されていること、又は公表されることが確実であること。

また、話合い等の活動の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、６次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組）や農地中間管理機構の位置付けについても十分検討されていること。

（イ）今後とも、話合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図っていくと見込まれること。

イ　助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者（以下「新規就農者」という。）にあっては、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定就農者（同法第14条の４第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に限るものとする。

（ア）農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（２の（２）に該当する場合に限る。）

（イ）適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体

（ウ）適切な人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると事業実施主体が認める農業者又は当該農業者の組織する団体

ウ　助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

ａ　農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の改良、修繕若しくは取得

ｂ　農地等の改良、造成又は復旧

（イ）（ア）の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ａ　個々の事業内容について、単年度で完了すること。

ｂ　事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる農業用施設が中古施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

ｃ　原則として、事業の対象となる機械等（中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。）は、耐用年数がおおむね５年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる機械等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐用年数が２年以上のものであること。

ｄ　原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、ＧＰＳガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

（ａ）フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びＧＰＳガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件をすべて

満たすものであること。

ⅰ　農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

ⅱ　農業経営において真に必要であること。

ⅲ　導入後の適正利用が確認できるものであること。

（ｂ）環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、（ａ）のｉからⅲまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

ｅ　整備を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。

ｆ　本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

ｇ　都道府県知事が事業実施主体に対して行う支援計画の承認以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

ｈ　（ア）のａのうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。

ｉ　過去に本事業及び担い手確保・経営強化支援事業（以下「本事業等」という。）により機械等を整備した場合には、設定する成果目標の項目が過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目（以下「過去目標項目」という。）と重複していないこと。

ただし、事業申請年度が過去に行った本事業等の目標年度を経過している場合にあっては重複している過去目標項目を達成しているとき、経過していない場合にあっては過去目標項目の達成が経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第１－４号）又は担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）別紙様式第10号）により確認できるときはこの限りではない。

なお、成果目標の項目のうち付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大については、過去目標項目が付加価値額の拡大、売上高の拡大及び経営コストの縮減のいずれかである場合を成果目標の項目が重複しているものと取り扱うこととし、この場合において、上記ただし書の「過去目標項目」は、「過去目標項目及びこれを達成するための成果目標の項目」と読み替えることとする。

ｊ　園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。

エ　プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

（ア）農業協同組合

（イ）農業協同組合連合会
（ウ）農林中央金庫
（エ）株式会社　日本政策金融公庫
（オ）沖縄振興開発金融公庫
（カ）銀行
（キ）信用金庫
（ク）信用協同組合
（ケ）都道府県

（２）追加的信用供与補助事業

ア　助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。

（ア）プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

ａ　認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

ｂ　認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

（イ）融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第２条第２項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第８条第１項第１号及び第２号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

（ウ）プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

（エ）基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10％に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ　助成金の使途等

（ア）基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第９条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

（イ）基金協会は、（ア）の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的

信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

ａ　保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

ｂ　保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

４　成果目標等

（１）本事業の成果目標は、中心経営体等の育成・確保に関する目標とし、別表１－１に掲げる目標項目に関して事業実施地区内のすべての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表１－１の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

（２）本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

５　実施手続

（１）支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める支援計画を作成するものとし、支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の支援計画の作成は、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び整備する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、経営体育成支援計画書（別紙様式第１－１号）により行うものとする。

ア　事業実施地区の成果目標

イ　整備計画

ウ　その他必要な事項

（２）支援計画の承認等

ア　事業実施主体は、（１）で作成した支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ　都道府県知事は、アにより提出を受けた支援計画について、次に掲げる要件をすべて満たす場合に当該支援計画の承認を行うものとする。

（ア）４の成果目標が市町村基本構想（基盤強化法第６条第１項に規定する基本構想をいう。）等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであり、かつ、支援計画承認年度から３年度目の目標値が支援計画承認年度における値に比べ改善されるものであること。

（イ）助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、別表１－１の経営体の成果目標に係る目標項目から、必須目標に加え事業関連取組目標の１つ以上（別表１－２の配分基準表の項目欄の③のアについてポイント化した場合（既に法人化している場合を除く。）にあっては２つ以上）の項目について、支援計画承認年度から３年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

また、別表１－２の配分基準表の項目欄の②（現状又は目標の水準欄のエのうち農地

中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている場合を除く。）又は③のア（既に法人化している場合を除く。）についてポイント化している場合は、それぞれ、別表１－１の経営体の成果目標に係る項目のうち、②経営面積の拡大又は⑦農業経営の法人化を成果目標として設定していること。

（ウ）成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展につながるものであること。

また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。

（エ）過去に実施した本事業等との整合が図られていること。

（オ）人・農地プランの適切性について３の（１）のアにより都道府県知事が確認していること。

（カ）助成対象者が認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第１項の認定を受けた農業経営改善計画に即したものであること。

（キ）助成対象者が認定就農者である場合には、基盤強化法第14条の４第１項の認定を受けた就農計画に即したものであること。

（ク）助成対象となる事業内容が、３の（１）のウの規定に適合するものであること。

ウ　都道府県知事は、当該支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第１－２号）により行うとともに、支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（別紙様式第１－３号）を作成し添付するものとする。

エ　事業実施主体は、承認を受けた支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該支援計画の写しを送付するものとする。

（３）事業の着工

ア　助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ　助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ　事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ　都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6　支援計画の重要な変更

支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、５の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・ 経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

（１）成果目標の変更

（２）事業実施地区の変更

（３）助成対象事業内容の新設

7　事業の完了

（１）本事業は、原則として５の（２）により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

（２）事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

8　整備した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、整備した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものする。また、整備した機械等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の機械等である場合は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

（１）管理方法

ア　事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ　事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ　事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存させるものとする。

エ　事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により整備した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。

（２）財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、（１）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

（３）災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

（４）増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第２　目標達成状況の報告等

１　事業実施主体は、支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、支援計画に定められた成果目標等の達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第１－４号）により都道府県知事に報告するものとする。ただし、目標年度における成果目標等が達成された年度（目標年度前に限る。）の翌年度以降の事業実施主体から都道府県知事への成果目標等の達成状況の報告については、この限りでない。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、原則として補正を行うものとする。

２　都道府県知事は、１による報告を受けた場合は、その内容について点検し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき（必須目標が達成されていないとき又は事業関連取組目標がおおむね達成されていないときをいう。以下同じ。）その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50％未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に、翌年度の７月末までに報告するものとする。

３　地方農政局長は、２による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海

道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

4　事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、３による地方農政局長からの報告（北海道にあっては２による報告）を取りまとめ、公表するものとする。

5　地方農政局長は、２による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第３　事業の評価

1　事業実施主体は、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における支援計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第１－４号）により都道府県知事に報告するものとする。ただし、第２の１のただし書きに該当する場合は、この限りでない。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は､原則として補正を行うものとする。

　事業実施主体は、この報告に当たり、成果目標が達成されていない場合には、対象となる経営体ごとに、その理由及び地域への影響等を別紙様式第１－５号により整理して併せて報告するものとする。

2　都道府県知事は、１の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の７月末までに報告するものとする。

3　都道府県知事は、２の指導を行った結果、支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

　なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

　ただし、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該必須目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

4　地方農政局長は、２による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

5　事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、４による地方農政局長からの報告（北海道にあっては２による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第４　国の助成措置等

1　本文第７により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

（１）融資主体型補助事業

ア　支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ　事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の（ア）から（ウ）までのうち最も低い額を限度とする。

（ア）助成の対象となる経費に10分の３を乗じて得た額

（イ）助成の対象となる経費のうち融資額

（ウ）助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

（２）追加的信用供与補助事業

支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の１を乗じて得た額に相当する額とする。

（３）附帯事務費

対象となる事業の事業費に本文別表２に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

２　国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策等を見込んで留保する額等を除いた配分予定額（以下「配分予定額」という。）を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額及び１の（３）のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

（１）事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表１－２の配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表１－３の地区配分基準表及び別表１－４の都道府県配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。

（２）配分予定額のうちロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）等の先端技術を活用した機械等（労働力不足の解消、農産物の価値向上等の農業経営上の課題への対応に資することが確実と見込まれるものに限る。以下「イノベーション機械等」という。）の整備を優先して支援するために設定する額の範囲内で、（１）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った助成対象者のうちイノベーション機械等を整備する各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る１の（２）の額の合計額を算定する。

なお、（１）で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費（追加的信用供与補助事業費を除く。）が小さい事業実施地区を上位とする。

（３）配分予定額から（２）により算定された額を除いた額の範囲内で、（１）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った各助成対象者のうち（２）で要望額を算定したもの以外のものの要望額に基づく助成金の額又は（５）に掲げる上限額のうちいずれか低い額、当該要望に係る１の（２）の額の合計額を算定する。

なお、（１）で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費（追加的信用供与補助事業及び附帯事務費を除く。）が小さい事業実施地区を上位とする。

（４）（２）及び（３）により算定された額に係る１の（３）のうち市町村附帯事務費の額を算定する。

（５）助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

3　国は、地域農業の活性化や農業の６次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている女性経営体が取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに融資を活用して機械等を整備し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての協力を求めるものとする。

第５　追加的信用供与補助事業の精算等

1　都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度９月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、別記２の第４の１に基づく報告も合わせて行うものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

2　基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第１の３の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

（A）＝（B）×（C）／（D）

（A）は、信用基金に納付する額

（B）は、償却補填経費に充てる助成金の額

（C）は、（B）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

（D）は、（B）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。）

3　基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

4　基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象区域のすべての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。）、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第１の３の（２）のイの（ア）に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益分を上記の返還する額に加えるものとする。

（A）＝（B）－（C）

（A）は、国庫に返還する額

（B）は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額（５の返還済額を除く）

（C）は、基金協会が第１の３の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てた額

5　基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第６　関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して５年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、６の管理関係書類を整理保存するものとする。

１　計画書関係

（助成対象者の場合）

（１）成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

（２）機械等の規模決定の根拠となる資料

（３）成果目標に係る実績の根拠となる資料

（事業実施主体の場合）

（１）助成対象者の成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料

（２）助成対象者が整備した機械等の規模決定の根拠を確認した資料

（３）助成対象者の成果目標に係る実績を確認した資料

（４）経営体育成支援計画の根拠となる資料

（５）目標達成状況の報告及び事業評価の根拠となる資料

２　予算関係書類

（１）予算書及び決算書

（２）分（負）担金賦課明細書

（３）代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）

（４）その他

３　工事施工関係書類

（直営施行の場合）

（１）実施設計書及び出来高設計書

（２）工事材料検収簿及び同受払簿

（３）賃金台帳及び労務者出面簿

（４）工事日誌及び現場写真

（５）その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

（１）実施設計書及び出来高設計書

（２）入札てん末書

（３）請負契約書

（４）工事完了届及び現場写真

（５）その他

４　経理関係書類

（１）金銭出納簿

（２）分（負）担金徴収台帳

（３）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

（４）その他

5　往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

6　管理関係書類

（1）管理規程又は利用規程

（2）財産管理台帳

（3）管理運営日誌又は利用簿等

（4）その他

第7　フォローアップ等

1　事業実施主体は、支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

2　事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別表１－１

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目　標　項　目	目　標　水　準 （事業実施年度の翌々年度の姿）
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
①　付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。
事業関連取組目標	必須目標を達成するための目標を、以下の②～⑦のうち１つ以上（別表１－２の配分基準表の項目欄の③のアについてポイント化した場合（既に法人化している場合を除く。）にあっては２つ以上）設定すること。
②　経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
③　農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。または、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓に取り組む。
④　単位面積当たり収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
⑤　経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。
⑥　農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせた複合的な農業経営の展開等に取り組む。または、収益性の高い品目の導入・拡大に取り組む。
⑦　農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。

注：成果目標は、原則として助成対象者が事業実施地区内で行う取組について設定するものとする。ただし、当該事業実施地区内の取組が、当該助成対象者の経営の大宗を占めるなど支援計画の承認時に都道府県知事が適切であると判断する場合に限り、当該助成対象者の取組全体で設定することができるものとする。

別表１－２

配　　分　　基　　準　　表

項　目	現　状　の　水　準	点　　数
①　付加価値額の拡大	ア　現状ポイント 　直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額	
	a　基準額（600万円）以上	１経営体につき　１点
	b　基準額の50％増し（900万円）以上	１経営体につき　２点
	c　基準額の100％増し（1,200万円）以上	１経営体につき　３点
	d　基準額の200％増し（1,800万円）以上	１経営体につき　４点
	（イ）直近年度の就業者１人当たり付加価値額	
	a　基準額（250万円）以上	１経営体につき　１点
	b　基準額の25％増し（313 万円）以上	１経営体につき　２点
	c　基準額の50％増し（375万円）以上	１経営体につき　３点
	d　基準額の100％増し（500 万円）以上	１経営体につき　４点
	（注）臨時雇用は延べ240人・日を１人として算定（小数点第２位を四捨五入）。 イ　目標ポイント 　④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあっては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度までの付加価値額又は就業者１人当たりの付加価値額の拡大率	

	a　３％以上	１経営体につき　１点
	b　５％以上	１経営体につき　２点
	c　７％以上	１経営体につき　３点
	d　９％以上	１経営体につき　４点
	e　12％以上	１経営体につき　５点
	f　15％以上	１経営体につき　６点
	（イ）目標年度の付加価値額	
	a　基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	１経営体につき　２点
	b　基準額の10％増し以上	１経営体につき　３点
	c　基準額の20％増し以上	１経営体につき　４点
	d　基準額の30％増し以上	１経営体につき　５点
	e　基準額の40％増し以上	１経営体につき　６点
②　経営面積の拡大	事業実施前３年度内に経営面積の拡大に取り組み、３年前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より４ha（営農類型が施設園芸作の場合は２ha、果樹作の場合は１ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　５点
	イ　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より２ha（営農類型が施設園芸作の場合は１ha、果樹作の場合	１経営体につき　４点

	は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	
	ウ　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より４ha（営農類型が施設園芸作の場合は２ha、果樹作の場合は１ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　３点
	エ　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より２ha（営農類型が施設園芸作の場合は１ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　２点
	オ　上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	１経営体につき　１点
③　経営管理の高度化		
	ア　現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	１経営体につき　２点
	イ　ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．又はＡＳＩＡＧＡＰの　認証を取得している。	１経営体につき　１点
④　新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	１経営体につき　２点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 ａ　45歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が45歳以下である場合に限る。）は、２点 ｂ　事業実施年度以降に農業次世代人材投

		資事業（経営開始型）の交付を受けない場合は、１点
⑤　農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	１経営体につき　１点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 ａ　就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合は、１点 ｂ　ａの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去５年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、１点
⑥　女性の取組	以下のいずれかの取り組みである。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	１経営体につき　３点

注：１　配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として事業実施地区内での取組により算定するものとする。

２　営農類型は、別紙様式第１－３号別添１の(注)２に規定する「融資主体型補助事業整理番号表」の②の営農類型の区分に基づくものとする。

３　「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。

別表１－３

地　区　配　分　基　準　表

項　目	現　状　の　水　準	点　数
①　担い手への農地集積	事業実施要望地区内における中心経営体等の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80％以上である。	１点を加点する。
②　農地集積割合の増加	事業実施前３年度内に事業実施要望地区内の中心経営体等の地域の担い手への農地集積の取り組みを進め、３年度前より地区の中心経営体等への農地集積率が１割以上増加している。	１点を加点する。 ただし、左記のうち事業実施前１年度内に増加した農地集積面積のうち３割以上が農地中間管理機構を活用している場合は２点を加点する。

注：事業実施要望地区内とは、第１の２の（１）の事業実施地区をいう。

②の３年度前とは、事業実施年度の３年度前の４月１日が基本となるが、人・農地プランが作成されていなかった場合には、人・農地プランが作成された時点を起点とするものとする。

別表１－４

都　道　府　県　配　分　基　準　表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>現　状　の　水　準</th><th>点　　数</th></tr>
<tr><td rowspan="11">①　農地中間管理機構による農地の集積状況</td><td rowspan="2">ア　直近年度における事業実施要望地区が存する都道府県の年間集積目標面積に対する農地中間管理機構の転貸面積のうち新規集積面積の比率の全国順位</td><td>次のア及びイにより、最大1.5点を加点する。</td></tr>
<tr><td>上位５位までの都道府県</td><td>1.5×1/2点を加点する。</td></tr>
<tr><td>６位から10位までの都道府県</td><td>1.5×1/2×0.75点を加点する。</td></tr>
<tr><td>11位から20位までの都道府県</td><td>1.5×1/2×0.50点を加点する。</td></tr>
<tr><td>21位から30位までの都道府県</td><td>1.5×1/2×0.25点を加点する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ　過年度における事業実施要望地区が存する都道府県の年間集積目標面積に対する農地中間管理機構の転貸面積のうち新規集積面積の比率の全国順位</td><td>ただし、中心経営体等の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80％以上の都道府県については、0.75点を加点する。</td></tr>
<tr><td>上位５位までの都道府県</td><td>1.5×1/2点を加点する。</td></tr>
<tr><td>６位から10位までの都道府県</td><td>1.5×1/2×0.75点を加点する。</td></tr>
<tr><td>11位から20位までの都道府県</td><td>1.5×1/2×0.50点を加点する。</td></tr>
<tr><td>21位から30位までの都道府県</td><td>1.5×1/2×0.25点を加点する。</td></tr>
</table>

		ただし、中心経営体等の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80％以上の都道府県については、0.75点を加点する。
②　農地中間管理機構による農地の集約化状況		次のア及びイにより、最大1.0点を加点する。
	ア　直近年度における事業実施要望地区が存する都道府県の全耕地面積に対する地中間管理機構の借入面積の比率の全国順位	
	上位５までの都道府県	1.0×1/2点を加点する。
	６位から10位までの都道府県	1.0×1/2×0.75点を加点する。
	11位から20位までの都道府県	1.0×1/2×0.50点を加点する。
	21位から30位までの都道府県	1.0×1/2×0.25点を加点する。
	イ　過年度における事業実施要望地区が存する都道府県の全耕地面積に対する農地中間管理機構の借入面積の比率の全国順位	
	上位５位までの都道府県	1.0×1/2点を加点する。
	６位から10位までの都道府県	1.0×1/2×0.75点を加点する。
	11位から20位までの都道府県	1.0×1/2×0.50点を加点する。
	21位から30位までの都道府県	1.0×1/2×0.25点を加点する。

別紙様式第1－1号

平成　　年度経営体育成支援計画書

□	適切な人・農地プランの作成等がされている地区	□	人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区

（注）該当する項目の□にチェックを入れる。

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　事業実施地区の成果目標

（単位：経営体）

成果目標項目			1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	3年度目（目標年度：○年度）
必須目標	①	付加価値額の拡大			
事業関連取組目標	②	経営面積の拡大			
	③	農産物の価値向上			
	④	単位面積当たり収量の増加			
	⑤	経営コストの縮減			
	⑥	農業経営の複合化			
	⑦	農業経営の法人化			

（注）各項目を成果目標として設定した地区内の経営体の数を、年度ごとに記載すること。
なお、1年度目及び2年度目において現状からの改善が行われない経営体は、目標を設定した経営体に該当しないため、それぞれの年度の経営体数に含めない。

Ⅱ　施設整備計画

1　融資主体型補助・追加的信用供与補助計画

（単位：円）

区　　分	事業費 G=A+B+C+D+E+F	負担区分 補助金 A	対象経営体負担経費 融資 B	対象経営体負担経費 自己負担 C	都道府県費 D	市町村費 E	その他 F	備　考
融資主体型補助事業								経営体
うちイノベーション支援								経営体
追加的信用供与補助事業								保証希望融資額：　円
うちイノベーション支援								保証希望融資額：　円
計								
うちイノベーション支援								

2　附帯事務費

	事業費 Z=a+b+c+d	負担区分 補助金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	適否（市町村：Ⅱの1の事業費の0.4%以内）
市町村附帯事務費						

［附帯事務費の具体的内容］

	具体的な使途
市町村附帯事務費	

Ⅲ　事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	(役職) (氏名)

Ⅳ　市町村域を超える場合の調整

□	事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

(注)関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

〔添付資料〕
1. 別紙様式第1－1号別添1　予算の配分基準ポイント
2. 別紙様式第1－1号別添2　融資主体型補助事業対象経営体調書
3. 別紙様式第1－1号別添3　人・農地プランの適切性等
4. 計画位置図
　計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。
　(1)実施地区を黒色の実線で囲む。
　(2)助成対象者ごとの受益範囲を色分けして図示する。
　(3)農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業ごとの色で囲む。(農道等の線的事業については、該当路線等を図示)
　(4)機械等の施行位置は、設置場所(機械については保管場所)を事業ごとの色で図示する。
　(5)施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業ごとに図示し、実線を引いて余白に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
5. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。
6. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
7. 事業実施地区の人・農地プラン
　人・農地プランの作成に当たっての地域の話合い等の状況や今後の予定等が分かる資料
8. その他都道府県知事が必要と認める資料

別紙様式第1－1号別添1

予算の配分基準ポイント

（1）配分基準

（単位：経営体）

配分基準項目			助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
①	付加価値額の拡大	ア　現状ポイント 直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。 ただし、④の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 （ア）直近年度の付加価値額			
		a　基準額（600万円）以上		1経営体につき1点	
		b　基準額の50％増し（900万円）以上		1経営体につき2点	
		c　基準額の100％増し（1,200万円）以上		1経営体につき3点	
		d　基準額の200％増し（1,800万円）以上		1経営体につき4点	
		（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額			
		a　基準額（250万円）以上		1経営体につき1点	
		b　基準額の25％増し（313万円）以上		1経営体につき2点	
		c　基準額の50％増し（375万円）以上		1経営体につき3点	
		d　基準額の100％増し（500万円）以上		1経営体につき4点	
		（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定。 （小数点第1位まで求める（小数点第2位以下は四捨五入。））			
		イ　目標ポイント ④の新規就農ポイントの加点を受ける者にあっては（イ）、 その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率			
		a　3％以上		1経営体につき1点	
		b　5％以上		1経営体につき2点	
		c　7％以上		1経営体につき3点	
		d　9％以上		1経営体につき4点	
		e　12％以上		1経営体につき5点	
		f　15％以上		1経営体につき6点	
		（イ）目標年度の付加価値額			
		a　基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上		1経営体につき2点	
		b　基準額の10％増し以上		1経営体につき3点	
		c　基準額の20％増し以上		1経営体につき4点	
		d　基準額の30％増し以上		1経営体につき5点	
		e　基準額の40％増し以上		1経営体につき6点	

②	経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年度前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。			
		ア　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（営農類型が施設園芸作の場合は2ha、果樹作の場合は1ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき5点	
		イ　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（営農類型が施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき4点	
		ウ　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（営農類型が施設園芸作の場合は2ha、果樹作の場合は1ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき3点	
		エ　農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（営農類型が施設園芸作の場合は1ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき2点	
		オ　上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき1点	
③	経営管理の高度化	以下に該当する場合はそれぞれ加点する。			
		ア　現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。		1経営体につき2点	
		イ　GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPの認証を取得している。		1経営体につき1点	
④	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定就農者である場合に限る。		1経営体につき2点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。			
		a　45歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が45歳以下である場合に限る。）		1経営体につき2点	
		b　事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない場合		1経営体につき1点	
⑤	農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。		1経営体につき1点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。			
		a　就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合		1経営体につき1点	
		b　aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合		1経営体につき1点	
⑥	女性の取組	以下のいずれかの取り組みである。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの		1経営体につき3点	

ポイント計 D	

事業に取り組む助成対象者数 E		→	地区平均ポイント F=D/E	

【記載要領】
・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。

（2）地区配分基準

配分基準項目		現在の水準				点数	加算するポイント
①	担い手への農地集積	事業実施要望地区内における中心経営体等の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80％以上である。	事業実施要望調査を始める前月末現在における担い手に対する農地集積率（単位：％小数点以下切り捨て）				
			地区内全農地面積		ha	1	
			担い手に集積された農地面積		ha		
②	農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区内の中心経営体等の地域の担い手への農地集積の取り組みを進め、3年度前より地区の中心経営体等への農地集積率が1割以上増加している。	事業実施3年度前の4月1日現在と事業実施要望調査を始める前月末現在の地区の中心経営体等への農地集積率の差（単位：％小数点以下切り捨て）				
			3年度前の4月1日現在				
				地区内全農地面積	ha		
				担い手に集積された農地面積	ha		
			要望調査の前月末現在			1	
				地区内全農地面積	ha		
			a	担い手に集積された農地面積	ha		
			左記のうち、事業実施前年度から増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合				
			事業実施前年度の4月1日現在			1	
			b	担い手に集積された農地面積	ha		
			事業実施前年度から増加した農地集積面積				
			a-b	担い手に集積された農地面積	ha		
				うち機構分	ha		
						計	

【記載要領】
事業に取り組む助成対象者以外も含めて、事業実施地区内の状況について記載すること。

（3）都道府県配分基準

配分基準項目		現在の水準		点数	加算するポイント
①	農地中間管理機構による農地の集積状況	直近年度における事業実施要望地区が存する都道府県の年間集積目標面積に対する農地中間管理機構の転貸面積のうち新規集積面積の比率の全国順位	位	上位5位までの都道府県：1.5×1/2点 6位から10位までの都道府県：1.5×1/2×0.75 点 11位から20位までの都道府県：1.5×1/2×0.50 点 21位から30位までの都道府県：1.5×1/2×0.25 点 ただし、中心経営体等の地域の担い手に対する現状の農地集積率が80％以上の都道府県については、0.75点	
		過年度における事業実施要望地区が存する都道府県の年間集積目標面積に対する農地中間管理機構の転貸面積のうち新規集積面積の比率の全国順位	位		
②	農地中間管理機構による農地の集約化状況	直近年度における事業実施要望地区が存する都道府県の全耕地面積に対する地中間管理機構の借入面積の比率の全国順位	位	上位5位までの都道府県：1.0×1/2点 6位から10位までの都道府県：1.0×1/2×0.75 点 11位から20位までの都道府県：1.0×1/2×0.50 点 21位から30位までの都道府県：1.0×1/2×0.25 点	
		過年度における事業実施要望地区が存する都道府県の全耕地面積に対する農地中間管理機構の借入面積の比率の全国順位	位		
				計	

【記載要領】
農林水産省公表の農地中間管理機構の実績等に関する資料等に基づき記載すること。

（1）で算出した平均ポイント	
（2）で算出したポイント	
（3）で算出したポイント	
当該地区の合計配分基準ポイント	

別紙様式第１－１号別添２

融資主体型補助事業対象経営体調書

No	助成対象者名	住　　所	代表者名 （法人等の場合に記載）

Ⅰ　助成対象者の概要

（１）適切な人・農地プランの作成等がされている地区における事業

①助成対象者の位置付け

□	1. 中心経営体	□	2.　中心経営体であって機構を活用している者	□	3.　中心経営体以外

（注）　該当する経営体の□にチェックを入れること。

②人・農地プランに位置付けられた取組内容

中心経営体として位置付けられている人・農地プラン名	市町村名	地区名	現状 （○年度）		計画 （○年度）		取組内容 （新規就農・６次産業化・高付加価値化・複合化等）
			経営内容	経営規模	経営内容	経営規模	

（注）　人・農地プランに記載された内容を記載すること。
複数のプランが事業実施に関連する場合は、行を追加し全て記載すること。

（２）人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区における事業

□	賃借権の設定等を受けた者

（注）　該当する場合は□にチェックを入れること。

（３）（１）及び（２）の農業者の詳細

□ 1.　認定農業者　　□ 2.　集落営農組織

□ 3.　新規就農者（認定就農者）
（就農時の年齢　　歳、就農した年月（平成　　年　　月））

□ 4.　新規就農者（認定農業者）
（就農した年月（平成　　年　　月））

□ 5.　1、3、4及び6（個人の場合）の者で組織する団体　　□ 6.　その他（　　）

営農類型

区分

（注）　１　該当する経営体の□にチェックを入れること。
6.　に該当する場合は、（　）内に具体的な内容を記入すること。
２　営農類型は、別紙様式第1-3号別添1の（注）２に規定する融資主体型補助事業整理番号表の②の区分に基づき記載すること。

（４）個人情報の取扱い

□	本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報又は人・農地プランに記載されている個人情報（氏名等）について、関係自治体に提供することに同意します。　（同意いただけない場合は、取組内容等が確認ができないため、本事業の実施ができない場合があります。）

（注）　人・農地プランとの関連を確認するため、本申請に係る情報、又は人・農地プランに記載されている情報を関係自治体等に提供することに同意する場合は、□にチェックを入れること。

Ⅱ　配分基準表該当項目

（１）助成対象者の配分基準

①付加価値額の拡大

ア　現状ポイント

（ア）直近年度の付加価値額

□	基準額（600万円）以上	□	基準額の50%増し（900万円）以上	□	基準額の100%増し（1,200万円）以上	□	基準額の200%増し（1,800万円）以上

（イ）直近年度の就業者１人当たり付加価値額

□	基準額（250万円）以上	□	基準額の25%増し（313万円）以上	□	基準額の50%増し（375万円）以上	□	基準額の100%増し（500万円）以上

イ　目標ポイント

（ア）目標年度までの付加価値額又は就業者１人当たりの付加価値額の拡大率

□	３%以上	□	５%以上	□	７%以上	□	９%以上	□	12%以上	□	15%以上

（イ）目標年度の付加価値額

□	基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	□	基準額の10%増し以上	□	基準額の20%増し以上	□	基準額の30%増し以上	□	基準額の40%増し以上

②経営面積の拡大

□	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受け、かつ、目標年度に現状より４ha（営農類型が施設園芸作の場合は2ha、果樹作の場合は１ha）以上の経営面積の拡大	□	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受け、かつ、目標年度に現状より２ha（営農類型が施設園芸作の場合は１ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積の拡大	□	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は4ha以上（営農類型が施設園芸作の場合は2ha、果樹作の場合は１ha）の経営面積拡大	□	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は2ha（営農類型が施設園芸作の場合は１ha、果樹作の場合は0.5ha）以上の経営面積拡大	□	左記に該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大

③経営管理の高度化

□	現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	□	ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．又はＡＳＩＡＧＡＰの認証を取得している。

④新規就農

□	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。（認定就農者である場合に限る。）	□	45歳までに就農した者である。	□	事業実施年度以降に農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付を受けない者である。

⑤農業者の育成

□	農業研修生を受け入れている。	□	就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である。	□	受け入れた農業研修生が、過去５年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった。

⑥女性の取組

□	以下のいずれかによる取組である。 ア　女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ　代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ　法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの

（注）　当該項目については、別表１－２の配分基準表に基づき、市町村と相談の上記載すること。

Ⅲ　事業内容等

No	事業内容（機械等名、規模、台数等）	イノベーション機械等の該当の有無	規模決定の根拠	着工（契約）予定年月日	竣工予定年月日	機械等の保管・設置・施工住所	園芸施設共済の引受対象施設の有無	
								保険加入年月
1		□					□	
2		□					□	
3		□					□	

（注）　１　「イノベーション機械等の該当の有無」欄は、市町村と相談の上、該当する場合に□にチェックを入れること。
２　「規模決定の根拠」欄は、市町村と相談の上、根拠とした資料名や算出方法等を記載すること。
３　「園芸施設共済の引受対象施設の有無」欄は、引受対象施設である場合は□にチェックを入れ、「保険加入年月」欄に、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入予定年月若しくは「施工事業者による保証がある見込み」等と記載すること。

No	事業費（円）A=B+C+D+E+F+G	資金調達計画（円）						担保措置の有無	耐用年数（年）	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金 D	地方公共団体等					
					都道府県 E	市町村 F	その他 G			
1								□		
2								□		
3								□		
計										

（注）　１　「担保措置の有無」欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。
２　「耐用年数」欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。中古機械等を導入する場合には、上段に耐用年数、下段に括弧書きで残存耐用年数を記載すること。
３　「備考」欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

Ⅳ　経営体の成果目標

項　　目		現状	現状年度	１年度目（30年度）	２年度目（31年度）	３年度目（目標年度：32年度）	拡大率	整備する機械等と成果目標の項目の関連	根拠資料等
①	付加価値額の拡大								
	収入総額								
	費用総額								
	人件費								
	就業者一人当たり付加価値額の拡大								
	就業者数								
②									
③									
参考									

（注）　1　「参考」の「項目」欄には、成果目標に掲げたもの以外で付加価値額の拡大のための取組を行う場合、その内容を記載すること。
2　「現状年度」欄には、付加価値額についての現状の年度を記載すること。なお、拡大率は目標年度までの年数により調整して算出（現状年度から目標年度までが４年間の場合、３／４を乗じる。）する。
3　「根拠資料等」欄は、項目毎に、現状及び目標年度までの各年度の目標設定の根拠とした資料等を具体的に記載すること。
なお、現状の根拠とした資料等は、成果目標に係る実績の確認においても用いることとする。
4　農業経営の法人化を成果目標とする場合は、法人化に向けた取組計画を提出すること。
5　「付加価値額の拡大」（内訳を含む。）の「現状」欄に記載する数値（以下「現状値」という。）については、その年の販売額、原材料費等が天災その他の外的要因により平年に比べて大幅に変動したと市町村が認める場合、原則として補正を行うものとする。
この場合、現状値は太字・斜体で記載するとともに、「根拠資料等」欄に現状値を補正した要因及び補正の方法（現状値の補正過程）を記載すること。
6　「就業者数」は、就業者一人当たり付加価値額の拡大を成果目標とする場合に記載すること。

Ⅴ　融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項　　目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融　資　名		
融資金額（円）		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定　　平成　　年　　月　　日	借入予定　　平成　　年　　月　　日
農業信用基金協会による機関保証の利用（注１）	□ 機関保証を利用する予定である □ 機関保証を利用しない	□ 機関保証を利用する予定である □ 機関保証を利用しない
追加的信用供与補助事業の活用（注２）	□ 活用を希望する □ 活用を希望しない	□ 活用を希望する □ 活用を希望しない

（注）　1　いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証の利用については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。
2　農業信用基金協会による機関補償を利用する予定である場合のみ、いずれかの□にチェックを入れること。

Ⅵ　過去に行った本事業等の実施状況

事業名	実施年度	事業内容	設定している成果目標		目標の具体的な内容
			項目	達成の有無	

（注）1. 過去に実施した本事業等についてすべて記載すること。
2. 「設定している成果目標」について、過去に行った本事業等の成果目標の項目を記載するとともに、達成の有無について、達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」、目標年度を経過していないものは「－」を記載すること。

別紙様式第1－1号別添3

人・農地プランの適切性等

市町村名：

1　適切な人・農地プランの作成等がされている地区における事業

地区名	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の（1）のアの（ア）について実施されている。			
	地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について			
	□	地域内の関係者で話合い等がなされている。	話合い等がなされた年月日 年　月　日	
	□	話合い等の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、高付加価値化等）や農地中間管理機構の位置づけについて検討、人・農地プランに反映されている。		
○○地区	□	人・農地プランが作成又は見直しされている。	（　　）された年月日 年　月　日	作成 見直し
	□	人・農地プランを公表又は公表を予定している。	（　　）年月日 年　月　日	公表 公表予定
	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の（1）のアの（イ）について実施する予定である。			
	□	今後も継続して人・農地プランの内容の向上に向けた話合い等を行うこととしている。 （今後の地域内の話合い等及び公表の予定について記載）		

地区名	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の（1）のアの（ア）について実施されている。			
	地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について			
	□	地域内の関係者で話合い等がなされている。	話合い等がなされた年月日 年　月　日	
	□	話合い等の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、高付加価値化等）や農地中間管理機構の位置づけについて検討、人・農地プランに反映されている。		
○○地区	□	人・農地プランが作成又は見直しされている。	（　　）された年月日 年　月　日	作成 見直し
	□	人・農地プランを公表又は公表を予定している。	（　　）年月日 年　月　日	公表 公表予定
	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の（1）のアの（イ）について実施する予定である。			
	□	今後も継続して人・農地プランの内容の向上に向けた話合い等を行うこととしている。 （今後の地域内の話合い等及び公表の予定について記載）		

地区名	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の（1）のアの（ア）について実施されている。			
	地域内の話合い等の状況及び公表の状況等について			
	□	地域内の関係者で話合い等がなされている。	話合い等がなされた年月日 年　月　日	
	□	話合い等の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、高付加価値化等）や農地中間管理機構の位置づけについて検討、人・農地プランに反映されている。		
○○地区	□	人・農地プランが作成又は見直しされている。	（　　）された年月日 年　月　日	作成 見直し
	□	人・農地プランを公表又は公表を予定している。	（　　）年月日 年　月　日	公表 公表予定
	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の（1）のアの（イ）について実施する予定である。			
	□	今後も継続して人・農地プランの内容の向上に向けた話合い等を行うこととしている。 （今後の地域内の話合い等及び公表の予定について記載）		

（注）1．適切な人・農地プランが作成されているか確認するため、該当する場合に□にチェックを入れること。
　　チェックがない場合には、適切な人・農地プランが作成されていないため本事業の対象外となりますのでご注意ください。
　　2．「人・農地プランが作成又は見直しされている」欄の右の括弧には「作成」又は「見直し」と記載し、「人・農地プランを公表又は公表を予定している」欄の右の括弧には「公表」又は「公表予定」と記載すること。

2　人・農地プランの作成等がされていないが農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者が営農範囲とする地区における事業

地区名	該当の有無
	□

（注）人・農地プランの作成時期等が明らかな場合にチェックを入れること。
　　複数地区で実施する場合には、欄を追加して記載すること。

人・農地プランの作成時期	作成スケジュール

別紙様式第１－２号

平成○年度経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿
北海道にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事　○　○　○　○　　印

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）別記１の第１の５の（２）のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地　　区　　名

（注）　関係書類として、経営体育成支援計画書（別紙様式第１－１号）及び都道府県別実施計画（別紙様式第１－３号）を添付すること。

なお、経営体育成支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資主体型補助事業対象経営体調書（別紙様式第１－１号別添２）及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

別紙様式第1－3号

都道府県別実施計画

Ⅰ　都道府県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+D+E+F	負担区分						備考
		補助金 A	対象経営体負担経費		都道府県費 D	市町村費 E	その他 F	
			融資 B	自己負担 C				
1　事業費								
(1)融資主体型補助事業								経営体
(2)追加的信用供与補助事業								保証希望融資額 円
2　附帯事務費								適否 (都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1)都道府県附帯事務費								
(2)市町村附帯事務費								
計								

(注)都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な使途]

	具体的な使途
都道府県附帯事務費	

Ⅱ　実施地区の適切な人・農地プランの判定根拠

市町村名	地区名	根拠資料	チェック欄	
			□	人・農地プランの適切性が確認された。
			□	人・農地プランの適切性が確認された。
			□	人・農地プランの適切性が確認された。

(注)複数の実施地区がある場合は、行を追加して全て記載すること。
「根拠資料」欄は、都道府県が適切な人・農地プランの確認に用いた資料や確認手法等について記載すること。

Ⅲ　都道府県域を超える場合の調整

	事業実施地区が都道府県域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
□	調整内容等について

(注)都道府県域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

Ⅳ　事業完了(予定)年月日　　平成　　年　　月　　日

Ⅴ　収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金 その他					
計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1．事業費 (1)融資主体型補助事業 (2)追加的信用供与補助事業 2．附帯事務費					
計					

〔添付資料〕

1．都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2．別紙様式第1－3号別添1　融資主体型補助事業実施内容（内訳）
　別紙様式第1－1号　経営体育成支援計画書
　別紙様式第1－1号別添1　予算の配分基準ポイント
　別紙様式第1－1号別添2　融資主体型補助事業対象経営体調書
3．その他地方農政局長が必要と認める資料

（注）交付申請時に本様式を準用する場合は、「別紙様式第1－3号別添1」及び都道府県交付要綱を添付すること。

別紙様式第１－３号別添１

融資主体型補助事業実施内容（内訳）

都道府県名	市町村名	地区名	助成経営体毎の実施内容																											成果目標の設定状況（目標設定している項目に「1」を記入。ただし①において就業者１人当たりの拡大率で目標設定する場合は「2」を記入。）								
			地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名（合計は経営体数）	対象者区分		農業者の詳細					整備内容		助成対象者毎の整備内容の整理番号	機械等名称及び能力・規模 ※○台、馬力・条○刈り、○棟○㎡等	イノベーション機械等（該当する場合は「1」を記入）	イノベーション支援対象（イノベーション機械等を整備する者の実施内容すべてに「1」を記入）	事業費（円）	国費（円）	経営体負担額		都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）	備考	融資概要							必須目標			事業関連取組目標					
									農業者等認定の区分		農類型営									融資額（円）	自己資金（円）					金融機関		金融（資金）種類		追加的信用供与活用希望有無（活用する場合「1」を記入）			①付加価値額の拡大			②経営面積の拡大	③農産物の価値向上	④単位面積当たり収量の増加	⑤経営コストの縮減	⑥農業経営の複合化	⑦農業経営の法人化
					整理番号	（確認用）	経営形態の別	整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）													整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）	保証希望融資額（円）	追加的信用供与事業費（千円）		現状値（円）	目標値（円）						
合計																																							
うち	イノベーション支援対象者																																						

（注）１　記入は、１機械等を単位とする。
２　整理番号欄のある項目は「融資主体型補助事業整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。
３　備考欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。
４　事業内容に変更があった場合は、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記入する。

○融資主体型補助事業整理番号票

①対象者区分

番号	区分	備考
1	中心経営体	人・農地プラン作成地区
2	中心経営体であって機構を活用している者	
3	中心経営体以外	
4	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者	人・農地プラン作成地区以外

②農業者の詳細

(認定農業者等の区分)

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	新規就農者（認定就農者）
4	新規就農者（認定農業者）
5	１、３、４及び６（個人の場合）の者で組織する団体
6	その他

(営農類型)

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

③整備内容

番号	機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	ＧＰＳガイダンス	
8	その他機械	
9	ハウス	生産・流通
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設	
12	果樹棚	
13	集出荷施設	
14	その他生産・流通関係施設	
15	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
16	畜舎（養豚）	
17	畜舎（養鶏）	
18	畜舎（酪農）	
19	畜舎（その他）	
20	サイロ	
21	堆肥施設	
22	機械（畜産関係）	
23	その他畜産関係施設	
24	環境衛生施設	その他
25	ほ場観測施設	
26	中間拠点施設	
27	その他施設等	
28	畦畔除去	土地基盤整備
29	区画整理	
30	暗渠排水	
31	明渠排水	
32	その他基盤整備	

④金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県

⑤融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	青年等就農資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーＬ）
5	公庫資金（その他）
6	一般資金（プロパー資金）

別紙様式第1－4号

経営体育成支援事業目標達成状況報告書（〇年度目）

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　地区の成果目標

（単位：経営体、％）

項　　目			目標 達成状況（上段：計画、下段：実績）			〇年度目 達成状況 （％）
			1年度目 （〇年度）	2年度目 （〇年度）	3年度目 （目標年度：〇年度）	
必須目標	①	付加価値額の拡大				
事業関連取組目標	②	経営面積の拡大				
	③	農産物の価値向上				
	④	単位面積当たり収量の増加				
	⑤	経営コストの縮減				
	⑥	農業経営の複合化				
	⑦	農業経営の法人化				

Ⅱ　経営体の成果目標

No	対象経営体名	項　　目			現状	目標 達成状況（上段：計画、下段：実績）			〇年度目 達成状況 （％）	実績を確認した資料名等
						1年度目 （〇年度）	2年度目 （〇年度）	3年度目（目標年度：〇年度）		
		①	付加価値額の拡大							
			収入総額							
			費用総額							
			人 件 費							
			就業者一人当たり付加価値額の拡大							
			就業者数							
			補正の内容							
		②								
		③								
		参考								

Ⅲ　達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

Ⅳ　人・農地プランの作成状況

（1）作成した日　　年　　月　　日

（2）今後の見通し（未作成の場合）

〔記入要領〕

1　「現状」、「目標達成状況」欄は、別紙様式第１－１号経営体育成支援計画書（以下「支援計画」という。）及び別紙様式第１－１号別添2融資主体型補助事業対象経営体調書（以下「経営体調書」という。）の成果目標の「現状」、「1年度目」、「2年度目」、「3年度目」欄の内容を記入する。

Ⅰ及びⅡの「目標達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、「○年度目達成状況（％）」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

2　Ⅱの対象経営体の成果目標に係る達成状況は、経営体調書に掲げた経営体の成果目標の項目について、対象経営体毎に記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

Ⅱの「○年度目達成状況（％）」欄の達成率は、（実績−現状）/（年度計画−現状）×100により求めるものとする。

（小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。）

「付加価値額の拡大」（内訳を含む。）及び「就業者一人当たり付加価値額の拡大」について、実績を補正したものは、実績値を太字・斜体で記入する。

「補正の内容」欄には、実績を補正したものについて、補正の要因及び補正の方法（実績値の補正過程）を記入する。

「参考」欄には、成果目標に掲げたもの以外で付加価値額の拡大のための取組を行った場合、その内容を記入する。

3　Ⅲの「達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。

また、目標年度において目標が達成されていない場合（必須目標が達成されていない場合又は事業関連取組目標が概ね達成されていない場合）は、別途、別紙様式第１－５号により経営体ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入するとともに、地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向を記入する。

4　Ⅳの人・農地プランの作成状況については、事業実施時点で人・農地プランを作成していない地区の場合（第1の2の（2）に該当する場合）に記入する。

別紙様式第1－4号別添1

経営体育成支援事業目標達成状況報告書（市町村）

都道府県名	

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容

（注）1　都道府県知事は、本様式を地方農政局長へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。

2　成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、成果目標が達成されている地区の場合は「—」を記入する。
なお、目標年度において成果目標が達成されていない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。

3　目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第１－４号別添2

経営体育成支援事業目標達成状況報告書（都道府県）

農政局名	

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

（注）１　地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
２　成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対する指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。
３　目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第１－５号

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

Ⅱ　地区の成果目標ごとの未達成理由等

成果目標項目	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

Ⅲ　地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

1　担い手への農地利用集積について

2　必要となる中心経営体の育成について

3　人･農地プランの作成･見直し等について

4　未達成者への対応等について

〔記入要領〕

1　Ⅰの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。
　また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について記入する。

2　Ⅱの「未達成理由の総括」欄については、地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。
　また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について総括的に記入する。

3　Ⅲについては、Ⅱで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他の課題と対策について記入する。

別記２　被災農業者向け経営体育成支援事業

第１　事業の実施等

１　事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、３に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

２　事業内容

（１）融資等活用型補助事業

ア　助成対象者

事業実施主体は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な機械等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ　助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。

ａ　農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得

ｂ　農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入

ｃ　ａと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備

ｄ　農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得

（イ）（ア）のａからｄまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

ａ　個々の事業内容について、事業実施年度内に完了する取組であること。

ｂ　本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと。

ｃ　園芸施設共済の引受対象となる施設を修繕又は取得（以下「復旧」という。）する場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。

ｄ　農業用機械の取得にあっては、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。

（ウ）プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付を行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付を行う資金とする。

ａ　農業協同組合

ｂ　農業協同組合連合会

ｃ　農林中央金庫

d　株式会社　日本政策金融公庫

e　沖縄振興開発金融公庫

f　銀行

g　信用金庫

h　信用協同組合

i　都道府県

j　市町村

（２）追加的信用供与補助事業

ア　助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。

（ア）プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

a　認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

b　認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

（イ）融資機関（保証保険法第２条第２項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第８条第１項第１号及び第２号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

（ウ）プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

（エ）基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10％に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ　助成金の使途等

（ア）基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第９条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

（イ）基金協会は、（ア）の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a　保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b　保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3　成果目標等

（1）本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

（2）本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

ただし、２の（１）のイの（イ）のｄの農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

4　実施手続

（1）被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める被災支援計画を作成するものとし、被災支援計画の作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。その際の被災支援計画の作成は、被災農業者経営支援計画書（別紙様式第２－１号）により行うものとする。

ア　被災の状況と復興方針

イ　成果目標

ウ　実施計画

エ　その他必要な事項

（2）被災支援計画の承認等

ア　事業実施主体は、（１）で作成した被災支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ　都道府県知事は、アにより提出を受けた被災支援計画について、次に掲げる要件をすべて満たす場合に当該被災支援計画の承認を行うものとする。

（ア）取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。

（イ）助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。

（ウ）取組の内容が、２の（１）のイの（イ）に該当するものであること。

（エ）被災前の機械等が国庫補助事業により整備された機械等である場合は、必要な調整が図られているものであること。

（オ）別途経営局長が規定する内容に沿っていること。

ウ　都道府県知事は、当該被災支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする被災支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、被災農業者経営支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第２－２号）により行うとともに、被災支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（別紙様式第２－３号）を作成し添付するものとする。

エ　事業実施主体は、承認を受けた被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

（3）事業の着工

ア　助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主

体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。

イ　助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の承認までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号（（２）のアの被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。

エ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、都道府県知事は事業実施主体が助成対象者に対し、（２）のアの被災支援計画の承認時点で着工させる場合は、被災支援計画の承認後において必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ　事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

５　被災支援計画の重要な変更

被災支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、４の手続に準じて行うものとする。

（１）事業の中止

（２）事業費又は事業量の３割を超える変更

６　事業の完了

（１）本事業は、原則として３の（２）により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

（２）事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場

合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

7　復旧した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、復旧した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した機械等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の機械等である場合は、再度の被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

（１）管理方法

ア　事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ　事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ　事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存させるものとする。

エ　事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

（２）財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等について、（１）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

（３）災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

（４）増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第２　事業の評価

1　事業実施主体は、被災支援計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第２－４号）により都道府県知事に報告するものとする。

2　都道府県知事は、１の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、被災支援計画に

定められた当該年度における成果目標等が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、この結果を踏まえ、必要に応じ事業実施主体に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の７月末までに報告するものとする。

３　都道府県知事は、２の指導を行った結果、当該成果目標等の達成に見込みがないものと判断したときは、被災支援計画の変更、事業の中止など適切な措置を講ずるものとする。

４　地方農政局長は、２による報告を受けた場合は、成果目標等の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

第３　国の助成措置等

１　本文第７により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

（１）融資等活用型補助事業

ア　被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額とする。

イ　事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の（ア）及び（イ）により算定した額を限度とする。

（ア）助成の対象となる復旧に係る機械等（以下「助成対象機械等」という。）が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済への加入が災害対策の基本であることから、助成対象機械等ごとに以下のａからｃまでのいずれか低い額を限度とする。

ａ　助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に10分の３を乗じて得た額

ｂ　助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額から支払共済金に２分の１を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象機械等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済評価要領（昭和 54 年３月 30 日付け 54 農経Ｂ第 871 号農林水産省経済局長通知）別表４の（１）の時価現有率をいう。）並びに 10 分の４（園芸施設共済の付保割合の最大値である 0.8 に２分の１を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

ｃ　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除して得た額

（イ）助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下のａ又はｂのいずれか低い額を限度とする。

ａ　助成対象事業経費に10分の３を乗じて得た額

ｂ　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（２）追加的信用供与補助事業

被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の

合計額に15分の１を乗じて得た額に相当する額とする。

（３）附帯事務費

対象となる事業の事業費に本文別表２に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

２　国は、１で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。

第４　追加的信用供与補助事業の精算等

１　都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度９月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、別記１の第５の１による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

２　基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第１の２の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

（A）＝（B）×（C）／（D）

（A）は、信用基金に納付する額

（B）は、償却補填経費に充てる助成金の額

（C）は、（B）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

（D）は、（B）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額

３　基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

４　基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第１の２の（２）のイの（ア）に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益分を上記の返還する額に加えるものとする。

（A）＝（B）－（C）

（A）は、国庫に返還する額

（B）は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額（５の返還額を除く）

（C）は、基金協会が第１の２の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てた額

５　基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第５　関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して５年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、５の管理関係書類を整理保存するものとする。

1　予算関係書類
（1）予算書及び決算書
（2）分（負）担金賦課明細書
（3）代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
（4）その他
2　工事施工関係書類
（直営施行の場合）
（1）実施設計書及び出来高設計書
（2）工事材料検収簿及び同受払簿
（3）賃金台帳及び労務者出面簿
（4）工事日誌及び現場写真
（5）その他
（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）
（1）実施設計書及び出来高設計書
（2）入札てん末書
（3）請負契約書
（4）工事完了届及び現場写真
（5）その他
3　経理関係書類
（1）金銭出納簿
（2）分（負）担金徴収台帳
（3）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、園芸施設共済共済金支払通知書等）
（4）その他
4　往復文書
交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等
5　管理関係書類
（1）管理規程又は利用規程
（2）財産管理台帳
（3）管理運営日誌又は利用簿
（4）その他

第6　フォローアップ

事業実施主体は、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の気象災害等による農業被害からの復旧等に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第7　留意事項等

1　本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

2　都道府県知事は、１による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。

3　地方農政局長は、２の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。

4　本事業の実施に当たり、都道府県及び事業実施主体は、農業共済組合と連携し当該地域の園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。

5　事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別紙様式第2－1号

平成　年度被災農業者経営支援計画書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　被災の状況と復興方針

Ⅱ　成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数（計画時）	復旧後の経営体数（計画）
被災農業者の農業経営の維持			

Ⅲ　地域農業の経営改善を図るための取組

項目	1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	3年度目（○年度）
農業経営の改善を図るための取組			

（注）事業実施要綱別記2の第1の2の（1）のイの（ア）のdのうち農業用機械の取得を行った経営体について、取組を行う経営体の数を年度ごとに記載すること。

Ⅳ　整備計画

1　融資活用型補助・追加的信用供与補助計画　（単位：円）

区　　分	事業費 G=A+B+C+D+E+F	負担区分						備　考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
融資活用型補助事業								経営体
追加的信用供与補助事業								保証希望融資額：　円
計								

2　附帯事務費

	事業費 Z=a+b+c+d	負担区分				適否（市町村：Ⅳの1の事業費の0.4%以内
		補助金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	
市町村附帯事務費						

［市町村附帯事務費の具体的内容］

具体的な使途

Ⅴ　事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	（役職） （氏名）	電話･FAX	

〔添付資料〕

1. 別紙様式第2－1号別添1　融資等活用型補助事業対象経営体調書
2. 別紙様式第2－1号別添2　助成対象者に係る被災証明
3. 計画位置図

　計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

　(1) 市町村を黒色の実線で囲む。（地図が市町村限定の場合は除く。）

　(2) 施行位置は、対象経営体ごとに色分けして図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。

4. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
5. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
6. その他都道府県知事が必要と認める資料

別紙様式第２－１号別添1

融資等活用型補助事業対象経営体調書

No	助成対象者	住　　所	代表者名 （法人等の場合に記載）

Ⅰ　被災の証明

□	別途経営局長が定める農業被害に該当

（注）該当する場合にチェックを入れる。

Ⅱ　消費税及び地方消費税の確定申告の状況

本事業で助成対象とした整備内容の消費税及び地方消費税の確定申告の状況について、該当する項目に必ず「1」を記入してください。	
	本則の課税事業者として申告することが判明している
	簡易課税事業者として申告する又は課税事業者でないことが判明している
	上記のいずれかに該当するか判明していない

Ⅲ　事業内容等

No	事業内容 （機械等名、規模等）	着工（契約） （予定）年月日	竣工（予定） 年月日	共済対象施設の状況				施工住所
				共済対象施設	施設の経過年数	共済金支払通知書の関連する棟番号	園芸施設共済等加入予定年月	
1								
2								
3								

（注）施設の設置箇所を移動して再建する場合は、「施行住所」欄に移動後の住所を記載し、
移動前の住所を下段括弧書きで記載すること。

No	事業費（円）	資金調達計画（円）								園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の共済金支払額の合計額	担保措置の有無
		国庫補助金額算定の基礎となる事業費（円） A	助成金 B	地方単独事業（補助金分）活用状況				融資 G	自己資金 H	I	
				計 C＝D＋E＋F	都道府県単独事業 D	市町村単独事業 E	その他 F				
1											□
2											□
3											□
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

No	被災機械等の整備時における国庫補助事業の活用状況			原形復旧に該当するか否か（被災機械等整備時に国庫補助利用かつ再建の場合記入）		備考
	国庫補助事業	国庫補助事業名	実施年度			
1	□ 該当する		年度	□ 該当する	□ 該当しない	
2	□ 該当する		年度	□ 該当する	□ 該当しない	
3	□ 該当する		年度	□ 該当する	□ 該当しない	

（注）「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。

助成金の額は、事業費の１０分の３に相当する額、事業費から地方単独事業による補助金の額と融資額を控除した額のいずれか低い額を限度とします。

なお、園芸施設共済の加入対象施設である場合には、事業費に２分の１を乗じて得た額から事業費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率並びに10分の４（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に２分の１を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額のうちいずれか低い額が上限です。

共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。

農業用機械を導入する場合には、「被災機械等の整備時における国庫補助事業の活用状況欄」のうち「実施年度欄」に国庫補助事業の活用の有無にかかわらず被災前の農業用機械の導入年度を入力すること。

Ⅳ　農業経営の状況

(1)農業経営の維持

項目		
農業経営の維持	□	引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

(2)農業経営の改善を図るための取組

項目	現状	1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	3年度目（○年度）	取組の具体的な内容

(注)1 農業用機械の取得を行う場合に記載すること。

2 農業経営の改善を図るための取組とは、①経営面積の拡大、②農産物の品質向上、③生産コストの縮減、④新規作物の導入など被災前と比較できる定量的な目標とし、市町村と相談の上、地域の実情に応じ設定すること。

3 目標年度とした年度以降の年度の欄には斜線を引くこと。

Ⅴ　融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項　　目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融　資　名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定　　平成　　年　　月　　日	借入予定　　平成　　年　　月　　日
農業信用基金協会による機関保証の利用（注１）	□ 機関保証を利用する予定である □ 機関保証を利用しない	□ 機関保証を利用する予定である □ 機関保証を利用しない
追加的信用供与補助事業の活用（注２）	□ 活用を希望する □ 活用を希望しない	□ 活用を希望する □ 活用を希望しない

（注）１　いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証の利用については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

２　農業信用基金協会による機関補償を利用する予定である場合のみ、いずれかの□にチェックを入れること。

別紙様式第２－１号別添2

助成対象者に係る被災証明

No	助成対象者	住　　所	代表者名 （法人等の場合に記載）

上記の者は、「別途経営局長が定める気象災害等により農産物の生産に必要な機械等について農業被害を受けた者」であることを証明します。

平成　　年　　月　　日

発行団体名：　●都道府県　●市町村

役職・代表者名：　　印

（注）別紙様式第２－１号別添1の経営体調書を提出している農業者の被災状況について上記に一覧表として取りまとめの上、被災の有無を証明すること。
行が不足する場合には、行を追加して記載すること。

別紙様式第２－２号

平成○年度被災農業者経営支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿
（北海道にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　○　○　○　○　　印

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）別記２の第１の４の（２）のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市　町　村　名

（注）関係書類として、被災農業者経営支援計画書（別紙様式第２－１号）及び都道府県別実施計画（別紙様式第２－３号）を添付すること。

なお、被災農業者経営支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資活用型補助事業対象経営体調書（別紙様式第２－１号別添１）及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

別紙様式第2－3号

都道府県別実施計画（被災農業者向け経営体育成支援事業）

Ⅰ　都道府県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+D+E+F	負担区分						備考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1　事業費								
(1)融資等活用型補助事業								経営体
(2)追加的信用供与補助事業								保証希望融資額 円
2　附帯事務費								適否（都道府県：1の事業費の1.7%以内
(1)都道府県附帯事務費								
(2)市町村附帯事務費								
計								

（注）都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

［都道府県附帯事務費の具体的な使途］

	具体的な使途
都道府県附帯事務費	

Ⅱ　事業完了（予定）年月日　　平成　　年　　月　　日

Ⅲ　収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費 (1)融資等活用型補助事業 (2)追加的信用供与補助事業 2. 附帯事務費	円	円	円	円	
計					

〔添付資料〕
1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. 別紙様式第2－3号別添1　融資等活用型補助事業実施内容(内訳)
　別紙様式第2－1号　被災農業者経営支援計画書
　別紙様式第2－1号別添1　融資等活用型補助事業対象経営体調書
　別紙様式第2－1号別添2　助成対象者に係る被災証明
3. 地方公共団体単独事業を活用している場合は、当該概要が分かる資料
4. その他地方農政局長が必要と認める資料

別紙様式第２－３号別添１

被災農業者向け経営体育成支援事業実施内容（内訳）

市町村名	融資等活用型補助事業及び追加的信用供与事業の内容																																		経営改善目標設定の有無
	助成経営体の整理番号	助成対象者名(合計は経営体数)	対象者区分		被害を受けた機械等		原形復旧の有無		整備内容		機械等名称及び規模等 ※○棟○㎡	共済対象施設の状況				本則の課税事業者として消費税及び地方消費税の確定申告をすることが判明している場合は「1」を記入	事業費（円）	国庫補助金額算定の基礎となる事業費（円）	助成金（円）	地方単独事業（補助金分）活用状況				融資額（円）	自己資金（円）	備考	特定園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の共済金支払額の合計	融資概要							
			整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）		共済対象施設	施設の経過年数	特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率	共済金支払通知書の関連する棟番号					計（円）	都道府県単独事業（円）	市町村単独事業（円）	その他（円）					金融機関		融資（資金）種類		追加的信用供与活用希望の有無（活用する場合「1」を記入）			経営改善目標を設定した場合、1を記入
																												整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）		保証望融資額（円）	追加的信用供与事業費（円）	
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
														0						0													0		
合　計																	0		0	0	0	0	0	0	0								0	0	

（注）１　記入は、１機械等を単位とする。
２　整理番号欄のある項目は「融資等活用型補助事業整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。
３　実施済みの場合にあっては、実績又は実績見込みの内容を記入する。
４　備考欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、
５　事業内容に変更があった場合は、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載する。

○融資等活用型補助事業・追加的信用供与事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	農業者
2	農業者の組織する団体

②被害を受けた機械等

番号	機械等名	備考
1	ハウス	生産・流通関係
2	育苗施設	
3	果樹棚	
4	集出荷施設	
5	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農関係
6	畜舎（養豚）	
7	畜舎（養鶏）	
8	畜舎（酪農）	
9	畜舎（その他）	
10	その他畜産関係施設	
11	その他施設等	その他
12	農業用機械	機械

③園芸施設共済加入の有無

番号	区分
1	加入している
2	加入していない

④原形復旧の有無

番号	区分
1	原形復旧に該当する
2	原形復旧に該当しない

⑤整備内容

番号	機械等名	備考
1	ハウス	生産・流通関係
2	育苗施設	
3	果樹棚	
4	集出荷施設	
5	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農関係
6	畜舎（養豚）	
7	畜舎（養鶏）	
8	畜舎（酪農）	
9	畜舎（その他）	
10	その他畜産関係施設	
11	その他施設等	その他
12	農業用機械	機械

⑥金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	政策公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県
10	市町村

⑦融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	改良資金
3	就農支援資金
4	公庫資金（スーパーＬ）
5	公庫資金（その他）
6	一般資金（プロパー資金）

別紙様式第２－４号

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	事業実施主体

Ⅰ　経営体の確保に関する成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 （計画時）	復旧後の経営体数 （実績）
被災農業者の農業経営の維持			

Ⅱ　地域農業の経営改善を図るための取組

（１）農業経営の改善の取組

項目	１年度目 （○年度）	２年度目 （○年度）	３年度目 （○年度）	○年度目 達成状況 （%）
農業経営の改善を図るための取組				

（２）経営体ごとの取組

No	対象経営体名	項　　目	現状	目　　標 達成状況（上段：計画、下段：実績）			○年度目 達成状況 （%）
				1年度目 （○年度）	2年度目 （○年度）	3年度目 （○年度）	

〔記入要領〕

１　Ⅰの「被災前の経営体数」及び「被災後の経営体数（計画時）」欄は、被災農業者経営支援計画書（別紙様式第２－１号）のⅡで掲げた内容を、「復旧後の経営体数（実績）」欄は、事業実施年度末に営農を継続している経営体数を記入する。

２　Ⅱの（１）は、被災農業者経営支援計画書（別紙様式第２－１号）のⅢで掲げた計画を上段に記入し、下段に各年度の実績を記入する。

　また、（２）は、融資等活用型補助事業対象経営体調書（別紙様式第２－１号別添１）のⅤの（２）で掲げた計画を上段に記入し、下段に各年度の実績を記入する。

３　Ⅱの「○年度目達成状況（%）」欄は、（実績−現状）／（年度計画−現状）×100により達成率を求めるものとする（小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。）。

別紙様式第2－4号別添1

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書（市町村）

都道府県名	

承認年度	市町村名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容

（注）1　都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。

2　成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、成果目標等が達成されている地区の場合は「―」を記入する。

3　目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第２－４号別添２

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書（都道府県）

農政局名	

承認年度	都道府県名	市町村名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見（評価）及び指導内容

（注）１　地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。

２　成果目標等が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対する指導内容を踏まえた所見（評価）及び指導内容を記入する。

３　目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別記３　条件不利地域補助型経営体育成支援事業

第１　事業の実施

１　事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、条件不利地域補助型経営体育成支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「条件不利支援計画」という。）を作成し、４に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

２　事業実施地区

条件不利支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域であり、かつ、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する地域内において、集落を最小範囲として行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

（１）対象地域において、農家１戸あたりの平均農地面積がおおむね 0.5ha（北海道においては２ ha）未満であり、かつ農地面積が 0.5ha（北海道においては 2ha）未満の農家がおおむね５割以上を占める地域

（２）対象地域の販売農家（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。）に対する副業的農家（１年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家をいう。）の割合が７割（北海道においては３割）以上の地域であって、主業農家（農業所得が主（農家所得の 50 %以上が農業所得）で、１年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。）の割合が１割（北海道においては６割）以下の地域

（３）農家１戸あたりの平均農地面積がおおむね１ ha（北海道においては２ ha）未満であり、かつ農地面積が１ ha（北海道においては２ ha）未満の農家がおおむね５割以上を占める地域であり、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低く、又は高齢化率・耕作放棄率が高いなど経営体を育成・確保する必要があると事業実施主体が認める地域

３　事業内容

（１）助成対象者

事業実施主体は、次に掲げる要件のいずれかを満たす団体等を対象として助成を行うことができるものとする。

ア　農家３戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる要件を満たす団体。ただし、（オ）のうち食品製造業者等と連携して別表３－１の１の（５）、（９）及び（10）に掲げる事業内容を実施する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

（ア）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第１項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

（イ）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（ウ）特定農業法人（基盤強化法第 23 条第４項に規定する法人）及び特定農業団体（基盤強化法第 23 条第４項に規定する団体）

（エ）農用地利用改善団体（基盤強化法第 23 条第１項に規定する団体をいう。）

（オ）農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。）

イ　次の要件をすべて満たす参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）附則第 14 条第１項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第３条第３項の規定又は基盤強化法第 18 条第３項第３号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）。

（ア）３戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は３戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

（イ）会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１号に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人（以下「中小企業」という。）であること（中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第２条第３号に定める子会社をいう。）を除く。）。

ウ　ア及びイ以外の団体等であって、意欲ある経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会及び第三セクター等（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、それらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人をいう。以下同じ。）。

（２）助成対象となる事業内容等

ア　助成の対象となる事業内容等は、別表３－１に掲げるとおりとする。

イ　助成の対象となる事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。

（ア）個々の事業内容について、単年度で完了すること。

（イ）事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる農業用施設が中古施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

（ウ）原則として、事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね５年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる機械等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐用年数が２年以上のものであること。

（エ）整備を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

（オ）本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

（カ）都道府県知事が事業実施主体に対して行う条件不利支援計画の承認以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

（キ）個々の機械等の受益農家数が３戸以上であること。

（ク）事業費は、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定されていること。

（ケ）機械等の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致していること。

（コ）増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用による事業でないこと（既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると事業実施主体が認める場合を除く。）。

（サ）整備する機械等が個人利用及び目的外使用のおそれのないこと。

（シ）既存の機械等の代替として、同種、同規模又は同効用のものを再度導入するもの（いわゆる更新）でないこと。

（ス）機械等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や機械等の構造等を勘案の上、立地場所の選定、及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮したものであること。

（セ）助成の対象となる機械等について、助成対象者と当該機械等を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結するものでないこと（次の要件を満たす場合を除く。）。

ａ　助成対象者は、農業協同組合、第三セクター等又は農業法人であること。

ｂ　利用者は、助成対象者ごとに次のとおりとすること。

（ａ）助成対象者が農業協同組合、第三セクター等の場合にあっては、新規就農者、認定農業者、集落営農組織又は経営発展志向農業者（経営発展を目指す意欲ある経営体として事業実施主体が認める者をいう。）であること。

（ｂ）助成対象者が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

ⅰ　当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって、新たに営農を開始しようとする新規就農者

ⅱ　当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人

ⅲ　当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人

ｃ　受益戸数は、３戸以上であること。

ｄ　リース契約の対象となる機械等は、別表３－１の１の（１）から（６）まで又は（８）のいずれかに該当すること。ただし、（１）は農業用機械、温室又は畜舎、（２）は麦及び大豆等に汎用性のあるものに限る。

ｅ　１年当たりのリース料は、次に掲げる算式により算出される額以下であること。

$$\frac{\text{助成対象者負担相当額（事業費から本事業による助成金の額を控除して得た額をいう）}}{\text{整備した機械等の耐用年数}} + \text{整備した機械等の年間管理費}$$

ｆ　助成対象者が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び機械等のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

ｇ　利用者は、機械等を責任をもって利用し、災害等により当該機械等に異常が起きた場合は、速やかに助成対象者に報告すること。

報告を受けた助成対象者は、速やかに事業実施主体にその旨を報告し、指示を受けること。

ｈ　助成対象者と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、

利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、助成対象者は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、事業実施主体に協議するものとする。

（ソ）助成の対象となる機械等が育苗箱、パレット、コンテナ（通い容器的なもの）、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）でないこと。

（タ）園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。

4　成果目標等

（1）本事業の成果目標は、意欲ある経営体の育成・確保とし、別表３－２に掲げる目標項目に関して事業実施地区内のすべての助成対象者が設定するものとし、別表３－２の目標項目ごとの当該目標を設定した経営体の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

（2）本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

5　実施手続

（1）条件不利支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める条件不利支援計画を作成するものとし、条件不利支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の条件不利支援計画の作成は、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び整備する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、経営体育成支援計画書（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）（別紙様式第３－１号）により行うものとする。

ア　事業実施地区の概要

イ　事業実施地区の成果目標

ウ　施設整備計画

エ　その他必要な事項

（2）条件不利支援計画の承認等

ア　事業実施主体は、（1）で作成した条件不利支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ　都道府県知事は、アにより提出を受けた条件不利支援計画について、次に掲げる要件をすべて満たす場合に当該条件不利支援計画の承認を行うものとする。

（ア）４の成果目標が市町村基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、かつ、計画承認年度から３年度目の設定した目標値が計画承認年度における値から増加するものであること。

（イ）助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効

果の発現が見込まれるものであり、原則として別表３－２の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、１つ以上の項目について計画承認年度から３年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

ただし、別表３－３の配分基準表の項目欄で該当するとしてポイント化している場合は、別紙様式第３－１号別添２の経営体調書において経営体の成果目標として設定しているものであること。

（ウ）成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展及び改善につながるものであること。

また、目標設定に当たっては、現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠が明確となっているものであること。

（エ）過去に実施した本事業等との整合が図られていること。

また、助成対象者が設定する目標は、本事業等の目標と重複するものでないこと（助成対象者が目標を設定する時点において、本事業等の目標の目標年次を経過しており、かつ、その目標を達成している場合又は今回設定する目標と本事業等の目標とが明確に区別ができ、かつ、その目標達成が見込まれる場合を除く。）。

ウ　都道府県知事は、当該条件不利支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする条件不利支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、条件不利地域補助型経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第３－２号）により行うとともに、条件不利支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（条件不利地域補助型）（別紙様式第３－３号）を作成し添付するものとする。

（３）事業の着工

ア　助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ　助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、実施設計書の作成を行い、適切な事業費の積算等を行うため自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ　事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事行程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ　都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

6　条件不利支援計画の重要な変更

条件不利支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、５の手続きに準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して事業実施主体を適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

（１）成果目標の変更

（２）事業実施地区の変更

（３）助成対象事業内容の新設

7　事業の完了

（１）本事業は、原則として５の（２）により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

（２）事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

8　整備した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し以下の指導をするものとする。また、整備した機械等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の機械等である場合は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

（１）管理方法

ア　整備した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表に相当する期間に準じて処分制限期間を設定すること。

イ　機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置くこと。

ウ　その管理する機械等について、共同で利用する機械等にあっては、以下のとおりとする。

（ア）所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めること等により、適正な管理運営を行うこと。

（イ）機械等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立てに努めること。特に、補助金等を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意すること。

エ　ウの管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記すること。

（ア）事業名及び目的

（イ）種類、名称、構造、規模、型式及び数量
（ウ）設置場所
（エ）管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
（オ）利用者の範囲
（カ）利用方法に関する事項
（キ）利用料に関する事項
（ク）保全に関する事項
（ケ）償却に関する事項
（コ）必要な資金の積立てに関する事項
（サ）管理運営の収支計画に関する事項
（シ）その他必要な事項

オ　機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するとともに、アで設定した期間の間、各年度に少なくとも一度事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、機械等の管理状況を明確に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるよう努めるものとする。

なお、機械等の利用状況等が低調な場合、事業実施主体は、次の措置を講ずるものとする。

（ア）事業実施主体は、機械等の利用計画に対する利用状況等について、次に掲げる状況が３ヶ年（ｂの（ａ）にあっては２ヶ年）継続している場合にあっては、助成対象者に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

ａ　利用計画に対する利用状況が 70 ％未満

ｂ　処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。

（ａ）施設で取り扱う農畜産物の仕入・委託販売額のうち地区内農畜産物の割合が 50 ％未満

（ｂ）当該施設の収支率が 80 ％未満

（ｃ）収入計画に対する収入実績の割合が 70 ％未満

（イ）事業実施主体は、（ア）により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断した場合には、助成対象者に対して機械等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

（２）財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、（１）のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。

また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

（３）災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

（４）増築等に伴う手続

事業実施主体は、整備した機械等について、機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第２　目標達成状況の報告等

１　事業実施主体は､条件不利支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、条件不利支援計画に定められた成果目標等の達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（条件不利地域補助型）（別紙様式第３－４号）により都道府県知事に報告するものとする。ただし、目標年度における成果目標等が達成された年度（目標年度前に限る。）の翌年度以降の事業実施主体から都道府県知事への成果目標等の達成状況の報告については、この限りでない。

２　都道府県知事は、１による報告を受けた場合は、その内容について点検し、条件不利支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が 50 ％未満である事業実施主体に対しては、助成対象者の了解を得た上で、10a 当たりの販売価格や生産コストなどの必要なデータ等の提出を受け、関係部局と連携を密にし、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に翌年度の７月末までに報告するものとする。

３　地方農政局長は、２による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

４　事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、３による地方農政局長からの報告（北海道にあっては２による報告）を取りまとめ、公表するものとする。

５　地方農政局長は、２による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第３　事業の評価

１　事業実施主体は、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における条件不利支援計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（条件不利地域補助型）（別紙様式第３－４号）により都道府県知事に報告するものとする。ただし、第２の１のただし書に該当する場合は、この限りでない。

事業実施主体は、この報告に当たり、成果目標が達成されていない場合には、対象となる経営体ごとに、その理由及び地域への影響等を別紙様式第３－５号により整理して併せて報告す

るものとする。

2　都道府県知事は、１の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、条件不利支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の７月末までに報告するものとする。

3　都道府県知事は、２の指導を行った結果、条件不利支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、事業実施主体に対し、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

ただし、天災その他自己の責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

4　地方農政局長は、２による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

5　事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、４による地方農政局長からの報告（北海道にあっては２による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第４　国の助成措置等

1　本文第７により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

（１）条件不利地域補助型経営体育成支援事業

ア　条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。

イ　事業実施主体がそれぞれの条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する助成金の額は、事業内容ごとに補助率を乗じて得た額の合計額又は4,000万円のいずれか低い額を限度とする。

（２）附帯事務費

対象となる事業の事業費に本文別表２に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2　国は、次に掲げる方法により算定された額及び１の（２）のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

（１）事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表３－３の都道府県配分基準表（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）に基づきポイント化し、その合計値を総事業費で割り戻し、配分基準ポイントを算出する。

（２）予算額の範囲内で（１）で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における（１）のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額及び１の（２）のうち市町村附帯事務費の額の合計額を算定する。

なお、（１）で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費

が小さい事業実施地区を上位とする。

第５　関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して５年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、６の管理関係書類を整理保存するものとする。

１　計画書関係

（助成対象者の場合）

（１）成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

（２）機械等の規模決定の根拠となる資料

（３）成果目標に係る実績の根拠となる資料

（事業実施主体の場合）

（１）助成対象者の成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料

（２）助成対象者が整備した機械等の規模決定の根拠を確認した資料

（３）助成対象者の成果目標に係る実績を確認した資料

（４）条件不利支援計画の根拠となる資料

（５）目標達成状況の報告及び事業評価の根拠となる資料

２　予算関係書類

（１）予算書及び決算書

（２）分（負）担金賦課明細書

（３）代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）

（４）その他

３　工事施工関係書類

（直営施行の場合）

（１）実施設計書及び出来高設計書

（２）工事材料検収簿及び同受払簿

（３）賃金台帳及び労務者出面簿

（４）工事日誌及び現場写真

（５）その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

（１）実施設計書及び出来高設計書

（２）入札てん末書

（３）請負契約書

（４）工事完了届及び現場写真

（５）その他

４　経理関係書類

（１）金銭出納簿

（２）分（負）担金徴収台帳

（３）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
（４）その他
５　往復文書
交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等
６　管理関係書類
（１）管理規程又は利用規程
（２）財産管理台帳
（３）機械等の管理運営日誌又は利用簿
（４）その他

第６　フォローアップ等

１　事業実施主体は、条件不利支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。
２　事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別表３－１

条件不利地域補助型における助成対象となる事業内容等

助成対象となる事業内容	実施要件等
1　農業用機械等の導入 （１）農業用機械等 （２）乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備 （３）農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備 （４）野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備 （５）農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備 （６）高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備 （７）農業用水の配管・ポンプ等の整備 （８）防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備 （９）販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備 (10) 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備 (11) 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備	－
2　簡易な基盤整備 （１）区画整理 農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水並びに農道等の整備 （２）畦畔整備 畦畔の除去及び改善 （３）用排水整備 用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修 （４）農道整備 農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良 （５）農地保全整備 客土、土壌改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備 （６）建物用地整備	受益面積は１事業地区について５ ha 未満とする。

新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良、経営多角化のための施設用地の造成 （７）交換分合 農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請	

別表３－２

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 （事業実施年度の翌々年度の姿）
①経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
②耕作放棄地の解消	過去１年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。
③農業の６次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑦雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。

別表３－３

都道府県配分基準表（条件不利地域補助型）

項目	目標水準	点数
①　経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	１経営体につき　１点
②　耕作放棄地の解消	過去１年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。	１経営体につき　１点
③　農業の６次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。	１経営体につき　１点
④　農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。	１経営体につき　１点
⑤　農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取り組む。	１経営体につき　１点
⑥　農業経営の法人化	現在、法人化している、又は目標年度までに、法人化することとしている。	１経営体につき　１点
⑦　新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。	１経営体につき　２点 なお、45 歳までに就農した者である場合は、１経営体につき３点加点する。
⑧　雇用	現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前１年度内の雇用者について延べ 240 人・日を常時雇用１名として算定する（小数点以下第１位まで求める（小数第２位以下は切り捨て）。）。	１経営体につき　２点

別紙様式第3－1号

平成　　年度経営体育成支援計画書
（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　事業実施地区の概要

対象地域の概要		
1．農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満であり、かつ農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域	平均農地面積	ha
	農地面積0．5ha（北海道は2ha）未満の農家の割合	%
2．販売農家に対する副業的農家の割合が7割（北海道は3割）以上の地域であって、主業農家の割合が1割（北海道は6割）以下の地域	販売農家に対する副業的農家の割合	%
	主業農家の割合	%
3．1及び2以外の地域であって、地形的条件等から事業実施主体が認める地域	（理由）	
地域農業の現状と課題		
経営体の育成・確保に向けた取組方針		

Ⅱ　事業実施地区の成果目標

（単位：経営体）

成果目標項目	1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	目標年度（3年度目）
① 経営面積の拡大			
② 耕作放棄地の解消			
③ 農業の6次産業化			
④ 農産物の高付加価値化			
⑤ 農業経営の複合化			
⑥ 農業経営の法人化			
⑦ 雇用			

（注）各項目を成果目標として設定した地区内の経営体の数を、年度ごとに記載すること。
なお、1年度目及び2年度目において現状からの改善が行われない経営体は、目標を設定した経営体に該当しないため、それぞれの年度の経営体数に含めない。

Ⅲ　整備計画

（単位：円）

区　　分	事業費 E=A+B+C+D	負担区分				備　考（適否（事業費の0.4%以内））
		国庫補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	
1．事業費						経営体
2．市町村附帯事務費						
計						

［附帯事務費の具体的内容］

	具体的な使途
市町村附帯事務費	

Ⅳ　事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	（役職） （氏名）
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	（役職） （氏名）

Ⅴ　市町村域を超える場合の調整

□	事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

（注）　関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

〔添付資料〕

1. 別紙様式第3－1号別添1　予算の配分基準ポイント（条件不利地域補助型）
2. 別紙様式第3－1号別添2　条件不利地域補助型経営体調書
3. 別紙様式第3－1号別添3　助成対象者要件適合確認書
4. 計画位置図

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

（1）実施地区を黒色の実線で囲む。

（2）助成対象者ごとの受益範囲を色分けして図示する。

（3）農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業ごとの色で囲む（農道等の線的事業については、該当路線等を図示）。

（4）機械等の施行位置は、設置場所（機械については保管場所）を事業ごとの色で図示する。

（5）施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業ごとに図示し、実線を引いて余白に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。

5. 対象地域が別記3の第1の2の要件を満たすことが分かる資料
6. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
7. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
8. その他都道府県知事が必要と認める資料

別紙様式3－1号別添1

予算の配分基準ポイント
（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

（単位：経営体）

配分基準項目			助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
①	経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。		1経営体 につき1点	
②	耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により条件不利支援計画策定時点より経営面積の拡大を行う。		1経営体 につき1点	
③	農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。		1経営体 につき1点	
④	農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組む。		1経営体 につき1点	
⑤	農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な経営の展開に取り組む。		1経営体 につき1点	
⑥	農業経営の法人化	現在、法人化している、又は目標年度までに、法人化することとしている。		1経営体 につき1点	
⑦	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。		1経営体 につき2点	
		45歳までに就農した者である場合		1経営体 につき3点	
⑧	雇用	現在、外部から常時雇用している、又は目標年度までに、常時雇用することとしている。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する（小数点以下第1位まで求める（小数第2位以下は切り捨て）。）。		1経営体 につき2点	

ポイント計 D	

（単位：円）

総事業費 E	

→

地区配分基準ポイント F=D/E×1千万	

【記載要領】

・事業に取り組むこととしている助成対象者の目標水準について作成すること。

別紙様式第３－１号別添2

条件不利地域補助型経営体調書

No	助成対象者名	住　　所	代表者名 （法人等の場合に記載）

Ⅰ　助成対象者の概要

□1.　農業者等の組織する団体（構成農家戸数　　戸）　□2.　農業協同組合　□3.　土地改良区　□4.　農業委員会

□5.　第3セクター等　□6.　参入法人（注）

（注）　該当する□にチェックを入れること。1.に該当する場合は構成農家戸数を記入すること。
6.に該当する場合は、助成対象者要件適合確認書（別紙様式第３－１号別添3）を作成の上、添付すること。

Ⅱ　事業内容等

No	事業内容 （機械等名、規模、台数等）	規模決定の根拠	着工（契約）予定年月日	竣工予定年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所	園芸施設共済の引受対象施設の有無	
							保険加入年月日
1							
2							
3							

（注）１　「規模決定の根拠」欄は、市町村と相談の上、根拠とした資料名等を記載すること。
２　「園芸施設共済の引受対象施設の有無」欄は、引受対象施設である場合は「有」と記載し、「保険加入年月日」欄に、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入予定年月日若しくは「施工事業者による保証有り」等と記載すること。

No	事業費（円） A=B+C+D+E	資金調達計画（円）				担保措置の有無	耐用年数（年）	備考
		助成金 B	地方公共団体等					
			都道府県 C	市町村 D	その他 E			
1						□		
2						□		
3						□		
計								

（注）１　「担保措置の有無」欄は、融資のための担保に供する場合、□にチェックを入れること。
２　「耐用年数」欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。中古機械等を導入する場合には、上段に耐用年数、下段に括弧書きで残存耐用年数を記載すること。
３　「備考」欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

Ⅲ　配分基準表該当項目

助成対象者の配分基準

□①経営面積の拡大	□②耕作放棄地の解消	□③農業の6次産業化	□④農産物の高付加価値化	□⑤農業経営の複合化	□⑥農業経営の法人化	□⑦新規就農	□⑦のうち45歳以下	□⑧雇用

（注）当該項目については、市町村と相談の上記載すること。

Ⅳ 経営体の成果目標

項　目		関連する事業内容No	現状	1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	目標年度（3年度目）	整備内容との関連の考え方	根拠資料
①								
②								
参考（任意）	10aあたり販売価格							
	10aあたり生産コスト							
	10aあたり経営コスト							

（注）1　成果目標は1つは設定すること。
　　2　「参考」の「現状」欄については、直近の決算書類等により記載し、それ以降目標年度までの見込みを記載する。
　　3　根拠資料欄は、項目毎に、現状及び目標年度までの各年度の目標設定の根拠とした資料等を具体的に記載すること。
　　4　農業経営の法人化を成果目標とする場合は、法人化に向けた取組計画を提出すること。

Ⅴ 機械等の利用計画

No	管理主体	管理運営	利用（稼働）期間及び利用者数（年間）	機械利用又は施設運営に係る収入/年間（千円）	機械利用又は施設運営に係る支出/年間（千円）	利用目標		
						主な経営類型	農家数（戸）	耕地面積（ha）
		職員　　人	利用（稼働）期間	内訳）	内訳）			
		パート　　人	利用者数　　人					

利用目標	機械等に係る目標				
農業所得（千円）	受益面積	対象作物	稼働目標（処理量等）/年間	期待される効果	適正かつ十分な利用が見込まれる理由

（注）1　Ⅱの事業内容等の事業内容欄に記載した機械等ごとに記入すること。
　　2　記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

Ⅵ 関連事業の実施状況

（1）実施の有無

□

（2）過去に実施した事業の概要

番号	事業名	実施年度	事業内容	事業費（千円）	国費（千円）

（注）過去に本事業等を実施している場合は、□にチェックを入れること。

（3）目標の達成状況

番号	設定している目標項目名	現状	1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	3年度目（○年度）	4年度目（○年度）	目標年度	備考

（注）平成21年度以降の本事業等の実施状況（予定を含む）を記載すること。
これまでに実施した事業の目標の設定状況及び達成状況を記載すること（各事業の目標年度に併せて記載すること）。
各年度の欄の上段には、事業実施時に設定した計画を記載し、下段には、実績を記載すること。
設定した目標項目について全て記載すること。

別紙様式第３－１号別添3

助成対象者要件適合確認書

No	対象経営体名	組織形態	業種	農業従事者数
				人

Ⅰ　3戸以上の農家から利用権の設定等を受ける農用地の利用集積等に係る目標及び達成プログラム

		目標及び達成プログラム				
権利設定等の内容		事　項	現在	1年度目	2年度目	目標年度（3年度目）
		利用集積面積（ha）				
契約期間		農家数（戸）				

（注）　農作業の委託に係るものは上段に（　）書きすること。

Ⅱ　3戸以上の農家から原料供給を受けて行う加工等に係る目標及び達成プログラム

		目標及び達成プログラム					
契約の内容		事　項		現在	1年度目	2年度目	目標年度（3年度目）
		原料名					
契約期間		農家数（戸）					

（注）　複数の原料を供給する場合にあっては、適宜欄を追加して記載すること。

Ⅲ　会社における資本金等の要件

資本金等の額		常時使用する従業員数	大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有
資本金額	万円	人	□有　□無
出資総額	万円		

（注）　「大企業から出資を受けている場合、会社法第2条第3号に定める子会社の該当の有無」欄については、該当する□にチェックを入れること。

なお、「大企業とは」資本金の額若しくは出資の総額が3億円を超え又は常時使用する従業員の数が300人を超える法人をい

別紙様式第３－２号

平成○年度条件不利地域補助型経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿
北海道にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事　○　○　○　○　　印

経営体育成支援事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知）別記３の第１の５の（２）のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地区名

（注）　関係書類として、条件不利地域補助型経営体育成支援計画書（別紙様式第３－１号）及び都道府県別実施計画（別紙様式第３－３号）を添付すること。

なお、条件不利地域補助型経営体育成支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資主体型補助事業対象経営体調書（別紙様式第３－１号別添２）及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

別紙様式第3－3号

都道府県別実施計画（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

Ⅰ　都道府県別実施計画

区分	事業費 E=A+B+C+D	負担区分 国費 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	備考
1　事業費						
条件不利地域補助型経営体育成支援事業						経営体 適否 （都道府県：1の事業費の1.7%以内 市町村：1の事業費の0.4%以内）
2　附帯事務費						
(1)都道府県附帯事務費						
(2)市町村附帯事務費						
計						

（注）都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

［都道府県附帯事務費の具体的な使途］

	具体的な使途
都道府県附帯事務費	

Ⅱ　都道府県域を超える場合の調整

□	事業実施地区が都道府県域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

（注）都道府県域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

Ⅲ　事業完了（予定）年月日　　平成　　年　　月　　日

Ⅳ　収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金 その他					
計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1．事業費 条件不利地域補助型経営体育成支援事業 2．附帯事務費					
計					

〔添付資料〕

1．都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等

2．別紙様式第3－3号別添1　条件不利地域補助型経営体育成支援事業実施内容（内訳）

別紙様式第3－1号　経営体育成支援計画書（条件不利地域補助型）

別紙様式第3－1号別添1　予算の配分基準ポイント

別紙様式第3－1号別添2　条件不利地域補助型対象経営体調書

別紙様式第3－1号別添3　助成対象者要件適合確認書

3．その他地方農政局長が必要と認める資料

別紙様式第３－３号別添１

条件不利地域補助型経営体育成支援事業実施内容（内訳）

市町村名	地区名	助成経営体ごとの実施内容													経営体の成果目標の設定状況（目標設定している場合「○」を記入）						
		地区ごとの助成経営体の整理番号	助成対象者名（合計は経営体数）	対象者区分		整備内容		機械等名称及び能力･規模等 ※○台、馬力・○条刈り、○棟○㎡等	事業費（円）	国費（円）	都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）	備考	①経営面積の拡大	②耕作放棄地の解消	③農業の６次産業化	④農産物の高付加価値化	⑤農業経営の複合化	⑥農業経営の法人化	⑦雇用
				整理番号	（確認用）	整理番号	（確認用）														
合計																					

（注）　１　記入は、１機械等を単位とする。

２　整理番号欄のある項目は「条件不利地域補助型整理番号表」を参照の上、該当する番号を記入する。

３　備考欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

４　事業内容に変更があった場合は、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載する。

○条件不利地域補助型経営体育成支援事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	農事組合法人
2	農地所有適格法人
3	特定農業法人
4	特定農業団体
5	集落営農組織
6	農用地利用改善団体
7	その他法人
8	その他任意団体
9	参入法人
10	農協
11	土地改良区
12	農業委員会
13	第３セクター等

②整備内容

番号	機械等名
1	農業用機械等
2	乾燥調製に必要な乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機及び建物等の整備
3	農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物等の整備
4	野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備
5	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備
6	高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備
7	農業用水の配管・ポンプ等の整備
8	防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備
9	販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
10	地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備
11	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備
12	区画整理
13	畦畔整備
14	用排水整備
15	農道整備
16	農地保全整備
17	建物用地整備
18	交換分合

別紙様式第3－4号

経営体育成支援事業目標達成状況報告書（〇年度目）
（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　地区の成果目標

（単位：経営体、%）

項　　目	目標 達成状況（上段：計画、下段：実績）			〇年度目 達成状況 （%）
	1年度目 （〇年度）	2年度目 （〇年度）	3年度目 （目標年度：〇年度）	
① 経営面積の拡大				
② 耕作放棄地の解消				
③ 農業の6次産業化				
④ 農産物の高付加価値化				
⑤ 農業経営の複合化				
⑥ 農業経営の法人化				
⑦ 雇用				

Ⅱ　経営体の成果目標

No	対象経営体名	項　　目		現状	目標 達成状況（上段：計画、下段：実績）			〇年度目達成状況（%）	実績を確認した資料名等
					1年度目 （〇年度）	2年度目 （〇年度）	3年度目（目標年度：〇年度）		
		参考 （任意）	販売価格（円/10a）						
			生産コスト（円/10a）						
			経営コスト（円/10a）						

Ⅲ　機械等の利用状況

No		助成対象者名		機械等名	

項目（評価基準）	算定指標	現　状（計画時）	目　標（3年度目）	達成状況			○年度目達成状況（%）
				1年度目（○年度）	2年度目（○年度）	3年度目（目標年度：○年度）	
利用計画に対する利用状況（70%以上）	○○○○（計画）A						
	○○○○（実績）B						
	利用状況（%）C=B/A						
地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合（50%以上）	総販売額（千円）D						
	うち地区内農産物（千円）E						
	割合（%）F=E/D						
施設運営に係る収支率（80%以上）	収入（千円）G						
	支出（千円）H						
	収支率（%）I=G/H						
収入計画に対する収入実績割合（70%以上）	収入計画（千円）J						
	収入実績（千円）K						
	収入実績割合（%）L=K/J						

（注）記入に当たっては、記入要領を参照のこと。

Ⅳ　達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

〔記入要領〕

1　「現状」、「目標達成状況」欄は、別紙様式第3－1号経営体育成支援計画書（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）（以下「支援計画」という。）及び別紙様式第3－1号別添2条件不利地域補助型経営体調書（以下「経営体調書」という。）の成果目標の「現状」、「1年度目」、「2年度目」、「3年度目」欄の内容を記入する。Ⅰ及びⅡの「目標達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、「○年度目達成状況（%）」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。

2　Ⅱの対象経営体の成果目標に係る達成状況は、経営体調書に掲げた経営体の成果目標の項目について、対象経営体ごとに記入する。

なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。

Ⅱの「○年度目達成状況（%）」欄の達成率は、(実績−現状)/(年度計画−現状)×100により求めるものとする。

（小数第２位は切り捨て、小数第１位まで記入する。）

「参考」欄については、

販売価格＝主な作物の10a当たり販売価格又は農業粗収益を記入する。

生産コスト＝主な作物の10a当たり生産費を記入する。

経営コスト＝10a当たり農業経営費を記入する。

3　Ⅲの機械等の利用状況のうち「利用計画に対する利用状況」の「算定指標」欄には、利用率を算定するための指標を記入する（例：当該施設の受益面積、処理量、販売額、利用者数等）。

4　Ⅲの機械等の利用状況のうち「地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」、「施設運営に係る収支率」及び「収入計画に対する収入実績割合」欄は、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について記入する。

5　Ⅲの機械等の利用状況のうち「地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合」欄は、当該施設において処理・加工、販売、食材供給される農畜産物のうち、経営体調書等において仕入れ又は委託販売することとされた品目にかかる金額とする。

　また、「うち地区内農産物」欄は、農畜産物の仕入・委託販売額のうち、受益地域内で生産された農畜産物の品目にかかる金額とする。

6　Ⅲの機械等の利用状況のうち「達成状況」欄は、次により記入する。

利用計画に対する利用状況	利用率が70％以上の場合は「○」を、70％未満の場合は「×」を記入
地区内農畜産物の仕入・委託販売額の割合	地区内農畜産物の割合が50％以上の場合は「○」を、50％未満の場合は「×」を記
施設運営に係る収支率	収支率が80％以上の場合は「○」を、80％未満の場合は「×」を記入
収入計画に対する収入実績割合	収入実績割合が70％以上の場合は「○」を、70％未満の場合は「×」を記入

7　Ⅳの「達成状況に関する事業実施主体の所見（評価）」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合にはその要因を把握した上で、達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。

　また、目標年度において目標が達成されていない場合は、別途、別紙様式第３－５号により経営体ごとに未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入するとともに、地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向を記入する。

別紙様式第3－4号別添1

経営体育成支援事業目標達成状況報告書（市町村）
（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

都道府県名	

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容

（注）１　都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。

２　成果目標が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、成果目標が達成されている地区の場合は「―」を記入する。
　なお、目標年度において成果目標が達成されていない場合は、事業実施主体に対する指導内容等の記載を必須とする。

３　目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第3－4号別添2

経営体育成支援事業目標達成状況報告書（都道府県）
（条件不利地域補助型経営体育成支援事業）

農政局名	

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見（評価）及び指導内容

（注）１　地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。

２　成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対する指導内容を踏まえた所見（評価）及び指導内容を記入する。

３　目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

別紙様式第3－5号

目標未達成理由等の報告書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

Ⅰ　経営体ごとの成果目標の未達成理由等

No.	対象経営体名	成果目標	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

Ⅱ　地区の成果目標ごとの未達成理由等

成果目標項目	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等

Ⅲ　地域への影響等と構造政策を進めるための今後の取組方向

1　担い手への農地利用集積について

2　必要となる中心経営体の育成について（任意）

3　人・農地プランの作成・見直し等について（任意）

4　未達成者への対応等について

〔記入要領〕

1　Ⅰの「目標未達成となった主な理由等」欄については、経営体の成果目標の項目ごとに主な理由を記入する。
　また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について記入する。

2　Ⅱの「未達成理由の総括」欄については、地区の成果目標ごとに、未達成理由を総括的に整理する。
　また、「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄についても、地区の成果目標ごとに具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について総括的に記入する。

3　Ⅲについては、Ⅱで整理した地区の成果目標未達成理由等を考慮の上で、①地区内の担い手への農地利用集積状況や出し手・受け手の現状等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、②地域が必要とする担い手と地域内での役割分担の状況等を踏まえた課題と今後の具体的な対応策、③人・農地プランと現状との乖離状況等を踏まえた具体的な対応策等、④未達成者への今後の対応その他の課題と対策について記入する。